目標未達成事業(B、C及びD評価の事業)について

<d評価の事業< th=""><th>(2事業)></th><th></th><th></th><th></th><th></th></d評価の事業<>	(2事業)>				
20 (20)	職場における化学物質管理促進のための総合対策	•	•	• •	р1
32 (32)	女性就業支援•母性健康管理等対策費	•	•	• •	р4
<c td="" 評価の事業<=""><td>(3事業) ></td><td></td><td></td><td></td><td></td></c>	(3事業) >				
16 (16)	安全衛生啓発指導等経費	•	• •	• •	8 q
17 (17)	職業病予防対策の推進	•	• •	• •	р13
42 (43)	個別労働紛争対策費(多言語相談支援事業)	•	•	• •	p20
<b評価の事業< td=""><td>(8事業) ></td><td></td><td></td><td></td><td></td></b評価の事業<>	(8事業) >				
7 (7)	労災疾病臨床研究事業費補助金事業	•	•	• •	p24
13 (13)	労災特別介護施設運営費・設置経費	•	• •	• •	p27
19 (23)	職場における受動喫煙対策事業	•	•	• •	р31
31 (31)	家内労働安全衛生管理費	•	• •	• •	р35
34 (35)	労働災害防止対策費補助金経費	•	• •	• •	р38
35 (36)	産業医学振興経費	•	• •	• •	p41
37 (38)	過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し	•	•	• •	р46
43 (44)	雇用労働相談センター設置・運営経費	•	• (p.56

[※] 事業番号は令和4年度(括弧内が令和3年度)のもの

事業番号 (令和4年度)	20 令和3年度: 20	評価	D
事業名	職場における化学物質管理促進のための総合対策		
担当課・係	化学物質対策課化学物質評価室		
令和3年度 事業概要	(1)①化学物質管理に係るノウハウボ事業場等を支援する体制を整備すると②国自ら有害化学物質による労働者の実施し、その結果を公表、さらに必要内容を最新の知見に応じたものへと改化学物質に関する情報の不足を補完す(2)また、十分な有害性情報が存在しそれを製造・輸入する事業者自ら有害生労働大臣に届け出る制度が整備されることが動質に係る届出の反ともに、④有害性調査機関に対する査察等を実の品質を担保することが必要である。	ともに、 D健康障害に係るに応じて関連の でしていくことでいくことでいることが必要でいま規化学物性調査を実施しているところ、 内容の審査を適宜	るリスク評価を 規制・指針等の により、有害な ある。 質については、 、その結果を厚 Eに実施すると

١,	טיויכו	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
		アウトカム指標	アウトプット指標			
	目標	①モデルラベル及びモデル安全データシートへのアクセス数を 1,100万件以上にする。 ※安全データシート (SDS) とは、化学物質の成分や人体に及ぼす作用等、化学物質の危険有害性情報を記載した文書②リスク評価を行った化学物質のうち、専門家による検討を通じて健康障害防止措置等が必要とされたものについては、リスク評価書を公表すること等により、措置の徹底を業界団体・事業場等に対して広く周知・指導する。 ③新規化学物質として届出のあったもののうち、強い変異原性を有するものについて健康障害防止のための指針に基づく措置内容(通達)を示す。	①100 物質について、モデルラベル及び モデル安全データシートを作成するため の GHS 分類を行う。 ※GHS とは、「化学品の分類および表示に 関する世界調和システム」の略称。国際的 に推奨されている化学品の危険有害性の 分類・表示方法を定めている。 ②リスク評価の対象となっている物質の うち物質のうち7物質程度について、化学 物質の有害性を評価した有害性評価書を 作成する。 ③安衛法 GLP 適合確認の申請があった有 害性調査機関全数について査察を実施す る(令和3年度は既存1機関からの申請が 見込まれる)。 ※GLP とは、化学物質の安全性試験に関 する優良試験所基準			
		未達成	達成			

実績

①モデルラベル及びモデル安全データシート(モデル SDS)へのアクセス数は873万件であった。

②行政検討会での議論の結果、8物質のリスク評価書を取りまとめ、公表するとともに、業界団体・事業場等に対してリスク低減措置の実施等を広く周知・指導した。 ③令和3年11月25日付け局長通達を発出し、新規化学物質として届出のあったもののうち、強い変異原性を有する15物質について、指針に基づく措置内容を示した。 ①100 物質について GHS 分類を行い、 モデルラベル及びモデル SDS の作成を行った。さらに、GHS 分類はなされていた もののモデル SDS のなかった 6 物質に ついて、モデル SDS の作成を行った。 ②令和 3 年度にリスク評価の対象とした 6物質の有害性評価書を作成した。なお、 目標設定時点では7物質程度をリスク評価の対象とすることを検討していたが、最終的に6物質を対象と決定し事業を実施 したため、実績は6物質となっている。 ③令和3年度中に、有害性調査機関からの 安衛法 GLP 適合確認の申請はなかった。

<未達成の理由・原因>

モデルラベル・SDS のアクセス数については、令和元年度及び2年度のうち特定の期間(令和2年1~7月)に極端に多くなっているが、当該期間はモデルラベル・SDS 掲載先の「職場のあんぜんサイト」全体のアクセス数が増加し、全体に占めるモデルラベル・SDS のアクセス数の割合には変化がなかった。このアクセス数の増加は、海外からのアクセスが集中したこと等の外的要因の影響と考えられ、このような不安定な指標をもとに目標を引き上げたことにより、今回目標未達成となったものである。(参考:平成30年度実績739万件→令和元年度目標739万件、実績1300万件→令和2年度目標1077万件、実績1524万件→令和3年度目標1100万件、実績873万件)

なお、令和3年度はこのような影響がなく、新たにラベル表示・SDS 交付の義務対象に追加された物質がなかったことから、アクセス数が以前の水準に戻ったが、平成30年度の実績は上回っている。

その他については、計画的に事業を実施したことで、概ね目標を達成することができた。

く改善すべき事項・今後の課題>

本事業においては、<u>令和4年度以降、モデルラベル・モデル SDS など化学物質管理支援ツールの作成は行わない(独立行政法人労働者健康安全機構運営費交付金で行う)こととした</u>ので、本事業のアウトカム指標及びアウトプット指標としてモデルラベル・モデル SDS のアクセス数及び GHS 分類の物質数は用いないこととし、講習会における満足度及び相談窓口における相談件数を新たな指標とした。

なお、職場における化学物質規制を、「国がリスク評価を行い、特化則等の対象物質に追加し、ばく露防止のために講すべき措置を国が個別具体的に法令で定める」仕組みから「国はばく露濃度等の管理基準を定め、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みを整備・拡充し、事業者はその情報に基づいてリスクアセスメントを行い、ばく露防止のために講ずべき措置を自ら選択して実行する」ことを原則とする仕組みに見直すことに伴い、<u>令和4年度からは事業内容及び予算規模について見直しを行っている。</u>新たな化学物質規制の施行及び定着に向けて、労使双方からは引き続き国の支援の継続の要望があり、事業者のニーズを踏まえてより効果的な事業となるよう、引き続き事業内容及び予算規模の見直しを行ってまいりたい。

<令和4年度目標>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	①職場における化学物質管理に関して周知啓発を図る講習会の受講者のうち、受講して「役に立った」とする者の割合を80%以上にする。 ②新規化学物質として届出のあったもののうち、強い変異原性を有するものについて健康障害防止のための指針に基づく措置内容(通達)を示す。	①ラベル・SDS など化学物質管理に関する相談窓口における相談件数を 1,500 件以上とする。 ②安衛法 GLP 適合確認の申請があった有害性調査機関全数について査察を実施する(令和4年度は既存6機関からの申請が見込まれる)。

<令和4年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方>

アウトカム指標①については、事業内容に対する満足度に直結する指標として、これまでの類似事業における 講習会等の実績を踏まえ設定した。アウトプット指標①については、相談窓口における相談件数の過去3年の平 均(1,497件)を踏まえ設定した。

職場における化学物質管理促進のための総合対策

職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書(令和3年7月)

有害性(特に発がん性)の高い物質について国がリスク評価を行い、特定化学物質障害予防規則等の対象物質に追加し、 く露防止のために講ずべき措置を国が個別具体的に法令で定めるというこれまでの仕組みを、<u>国はばく露濃度</u> e.m. 666件・有害性に関する情報の伝達の仕組みを整備・拡充し、事業者はその情報に基づいてリスクアセ 「自律的な管理 く露防止のために講ずべき措置を自ら選択して実行することを原則とする仕組み





レベラ

(事業概要)

上記を踏まえた職場における化学物質管理制度の見直しに伴い、新たな制度の周知及び定着に向けた事業場に対する各種支援

リスクアセスメント手法の開発等

簡易なリスクアセスメント支援ツールについて、**事業場のニーズを踏まえた改良**を行うとともに、**小規模事業場における** 支援ツール活用促進のための講習会を実施。

化学物質の自律的管理のための情報の活用促進

①ラベル表示やSDS制度など、**化学物質管理に関する事業者等からの相談等を電話、メール等で受け付ける相談窓口**を設 ②相談窓口に相談があった事業場等に**専門家を派遣し、ラベル・SDSをリスクアセスメントに活用する手法について現** ③自律的な管理に必要な人材育成のための教材等の開発及びその普及のためのオンライン講習会を実施。 置、②相談窓口 場指導を実施、

事業番号 (令和4年度)	32 令和3年度:32	評価	D
事業名	女性就業支援•母性健康管理等対策費		
担当課・係	雇用機会均等課政策係、母性健康管理 テム係、労働紛争処理業務室	係、総務課雇用	環境・均等シス
令和3年度 事業概要	1 委託事業については、受託者を公 落札方式)により決定し、母性健康管 より、母性健康管理に関する周知啓発 2 受託者を公募(一般競争入札(総 し、以下の業務を委託する。 ・働く女性の健康保持増進のための3 応及び講師派遣の実施 ・全国の女性関連施設等において活用 性の健康保持増進等に関する研修資料 ・働く女性の健康保持増進のための3 するホームページの作成・更新等の実 3 労使からの母性健康管理措置を含 援助等の記録や事業場の基本情報等を 境・均等システムの運用及び法律・制 施	理専用サイトの表を実施。 合評価落札方式を援施策の実施はすることを目的はの作成及び提供を援施策に関する。	運営、広報等に により決定 に関する相談対 とした、働く女 に る情報等を提供 使への紛争解決 るための雇用環

<u> חערו</u>	DN3年度日標C美韻/				
	アウトカム指標	アウトプット指標			
目標	1 メールによる相談者でアンケートに回答した者のうち、相談者に対する回答が役に立ったとした者の割合 95%以上2(1)働く女性の健康保持増進のための支援施策に関する相談を利用したことで、セミナー・研修会の企画運営方法や働く女性の身体やこころの健康問題に関する知識・ノウハウの取得など、理解が得られたとする者の割合 95%以上(2)働く女性の健康保持増進に関する講師派遣を利用した者のうち、「受講したことが実際にセミナー・研修会等の企画運営に役に立った」とする者の割合 95%以上3 母性健康管理措置を含む男女雇用機会均等法に基づく調停開始から終了3か月以内の件数の割合 80%以上	1 母性健康管理サイトのアクセス数を 300万件とする。 2(1)働く女性の健康保持増進に関する 相談件数 600件以上 (2)働く女性の健康保持増進に関するセミナーの開催回数 47回 3 システムへの男女雇用機会均等法等 調停の登録件数 137件以上			
	未達成	達成			

	1 93.1% (令和3年度におけるメール
実	による相談者でアンケートに回答があっ
績	1 93.1%(令和3年度におけるメール による相談者でアンケートに回答があった 58 件のうち、役に立ったとした件数
	<u>54件)</u>

2

(1)97.2%(相談を利用した団体651者のうち、「理解が得られた」「概ね理解が得られた」と回答した団体が633者)(2)100%(講師派遣を受けた団体57者のうち、事業の企画運営に「非常に役に立った」「まあ役に立った」と回答した団体が57者)

1 6,187,572件

2 (1)633件、(2)57件

3 285件

3 89.4%

<未達成の理由・原因>

目標値は達成できなかったもののほぼ目標レベルの値となっているところであるが、アンケートの回答数が少なく、回答への満足度を正確に把握できるものではなかったため。

く改善すべき事項・今後の課題>

目標値を達成できるよう、引き続きメール相談には丁寧な対応に努めるとともに、アンケートの結果を事業の改善に活かすこと等を明記するなど、アンケートの回答数を増やすための一層の働きかけを行ってまいりたい。また、本事業は、妊娠・出産等を経て働き続ける女性の増加に伴い、その労働環境の改善に資する情報を事業主・労働者双方に提供するため引き続き実施する必要があるが、R4 年度事業については、<u>従来別個にあった母性健康管理専用サイトと、働く女性の健康全般に係るサイトとの統合</u>によって予算規模を縮小しており、今後も引き続き適切な予算規模となるよう見直しを行ってまいりたい。

く令和4年度目標>

	1 2 3 - 1 1 1 1	
	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	1 メールによる相談者でアンケートに回答した者のうち、相談者に対する回答が役に立ったとした者の割合95%以上2 令和3年度限りの事業3 母性健康管理措置を含む男女雇用機会均等法に基づく調停開始から終了までの期間が3か月以内の件数割合を80%以上	1 母性健康管理専用サイトのアクセス数を500万件とする。 2 令和3年度限りの事業 3 システムへの男女雇用機会均等法等 調停の新規受理件数に対する登録件数の 割合 70%以上

<令和4年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方>

【アウトカム指標】

- 1 適切な母性健康管理対策の実施という目的から、利用者のニーズ等に応じた情報提供等が必要であり、メールによる相談についての満足度とした。なお、アンケート回答数が少ない現状を踏まえ、アンケートの実施方法を見直すこととした。
- 2 令和3年度限りの事業
- 3 迅速かつ適切な相談対応、紛争解決援助等を行うことを目的としていることから、男女雇用機会均等法に基づく調停の開始から終了までの期間が3か月以内の件数の割合とした。 【アウトプット指標】
- 1 適切な母性健康管理対策の実施という目的から、女性労働者や事業主等に対し、母性健康管理に関する情報 提供、周知啓発をより一層行うことが必要であるため、事業内容や昨年度までの実績を踏まえて検討した結果、 アクセス件数について上向きに見直した。
- 2 令和3年度限りの事業
- 3 迅速かつ適切な相談対応、紛争解決援助等を行うためには、類似事案の経緯など利活用できる情報の蓄積が 必要であるため、男女雇用機会均等法等調停の新規受理件数に対する登録件数の割合とした。

母性健康管理等推進支援事業 令和4年度

介和4年度予算額 令和3年度予算額

55,597千円 45,301千円

(労災勘定のみ)

セミナー・研修会の開催

の必要な知識を付与するための研修会を 働く女性の健康管理、ストレス対処等 開催し、各企業の取組等の事例について 企業の人事労務管理担当者等を対象

・アーマ毎(23回



働く女性の健康応援サイト等による周知・啓発

企業や働/女性に対して健康管理に関する情報を提供す ◎ 企業や働く女性に対しる支援サイトを運営する。

<サイトの内物>

- •事業主や全国の女性関連施設等向けの研修用の教 材、動画の配信
- 母性健康管理等に関するメール相談の実施
- ・事業所における具体的取組の好事例の掲載
- ·母性健康管理指導事項連絡カードの内容等に関する 情報提供 等
- 企業向(1、女性労働者向(1の周知・啓発資料を作成 0





母性健康管理措置に関する法制度について 参考)

光鰤基準法(母性保護)

産前は女性が精末した場合に6週間(多胎妊娠の場合は14週間)、産後は8週間、女性を就業させてはならない。(第65条第1項、第2項)

妊娠中の女性が請求した場合は、他の軽易な業務に換えなければならない。(第65条第3項) 妊産帰等については、妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。(第64条の3) 生後満1年に達しない生児を育てる女性は、1日2回各々少なくとも30分の育児時間を請求することができる。(第67条)

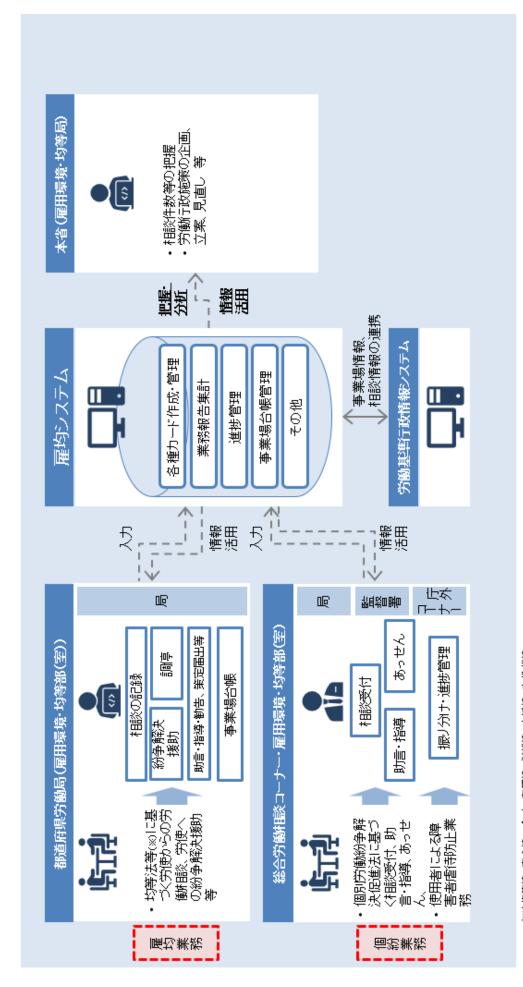
男女雇用機会均等法(母性健康管理)

事業主は、女性労働者が好産婦のための健康診査等の受診のために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。(第12条)

事業主は、女性労働者が健康診査等に基づく指導事項を守ることができるようにするため、動務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。(第13条)

雇用環境・均等行政情報システムの概要

使への紛争解決援助等の記録の情報化を推進することにより、類似の相談事案の経緯等の把握や、紛争解決援助の手続きの効率化を 雇用環境・均等部(室)や総合労働相談コーナーにおける、母性健康管理措置を含む年間120万件を超える労使からの労働相談、労 図り、迅速かつ適切な相談対応、紛争解決援助等を行う。



(※)均等法、育介法、パート・有期法、労権法、文活法、次世代法

事業番号 (令和4年度)	16 令和3年度:16	評価	С
事業名	安全衛生啓発指導等経費		
担当課・係	安全課業務班、計画課管理係、計画班	[、労働衛生課業	務第一係
令和3年度 事業概要	(1)① 労働災害防止についての部のでは、対して、対して、対した。 では、対した。 では、対した。 では、対した。 では、対した。 では、対した。 では、対した。 では、対した。 では、	高揚を図る。 事するが、ではいたではいたではいたではいたではないではいたではいたではいたではいたではいたでででででででででで	主任紛受業のである。 大場のでは、作では、作では、一証の、業企図に事働のでは、大場では、大場のでは、大りは、大りは、大りは、大りは、大りは、大りは、大りは、大りは、大りは、大り

יוויאנו י	3年度目標と実績> アウトカム指標	アウトプット指標
目標	①技能講習の帳票データの受付数を 166 万件(過去5年平均)以上とする。 ②事業者等から有用であった旨の評価を 80%以上確保する。 〈安全衛生教育の支援事業〉 教材(テキスト、ビデオ)の案を公開し、 閲覧者から有益度80%を得る。	①引き続き帳票データの引き渡しについて周知していくとともに、引き受けた帳票データを確実に入力できるように適正な管理に努めていく。②要望のあったものを中心に、ホームページに災害事例や安全衛生教育用教材等を合計70件以上掲載する。 ③各種労働災害データベースの作成(30,000件以上) ④ホームページのアクセス件数を4,700万件(平成30年度~令和2年度平均:約4,692万)以上確保する。 〈安全衛生教育の支援事業〉 ①技術者等に対する安全衛生教育の教育用の教材案を作成する。 ②作成した教材(テキスト・ビデオ)の案を公開し、閲覧者から意見を募る。
		未達成
実績	①帳票データの受付数:161万件 【アウトカム指標】 ②事業者等から有用であった旨の評価が83.8%であった。 〈安全衛生教育の支援事業〉 教材及び動画の内容の理解度、分量、見やすさ(文字の大きさ、レイアウト、イラスト)等を含む総合的な満足度として、それぞれ建設設計について94.7%、機械設計について94.7%の評価を得た。	【アウトプット指標】 ①帳票引き受けからデータ入力に至る一連の流れがマニュアル化されており、その徹底がなされることで適切な管理がなされている。 ②労働災害事例(10事例)や外国人向け視聴覚教材(265本)を中心に、70以上の新規コンテンツをホームページ掲載した。 ③機械災害・死亡災害・死傷災害のデータベースを計35,000件掲載した。 ④ホームページのアクセス数:40,666,889件 〈安全衛生教育の支援事業〉 ①設計・施工管理技術者向け教育教材(機械設計編・建設設計編)をそれぞれ作成し、厚生労働省ホームページ及び同省動画チャンネルに掲載済 ②令和3年12月に教材案及びその動画案を公開した。また、期間内にいただいた改善点を教材に反映した。

<未達成の理由・原因>

適切な進捗管理を行ったものについては目標を達成した。

技能講習の帳票データの受付数について、帳票データは登録教習機関からの任意提供のため、受動的な動きとなっていたことから目標を未達成となった(帳票データの受付数が目標に達しなかった要因の一つとして、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う技能実習の受講者数の減少が影響しているものと推察される)。

ホームページのアクセス件数について、目標件数に達しなかった要因としてホームページの周知等が十分ではなかったことが挙げられる。

なお、令和元年度及び2年度のうち特定の期間(令和2年1~7月)に海外からツールを用いて行われたと考えられるアクセスが集中したこと等の外的要因の影響でホームページのアクセス件数が極端に多くなった。(参考: 平成30年度目標2200万件、実績3963万件→令和元年度目標3500万件、実績6987万件→令和2年度目標3850万件、実績8433万件)

令和3年度の目標は、当該海外からのツールを用いて行われたと考えられるアクセス件数も含めて算出しているため、高い目標設定となっている。

なお、令和3年度はこのような影響がなく、アクセス数が以前の水準に戻っており、平成30年度の実績は上回っている。

く改善すべき事項・今後の課題>

技能講習の帳票データの受付数について、帳票データの提供依頼を登録教習機関に行うにあたって、積極的な周知を行う。

ホームページのアクセス件数について、各種広報媒体へのホームページのリンク掲載や SNS を活用してホームページの周知を行う等あらゆる機会を捉えて広報する。なお、ホームページへの不審なアクセスを確認した場合には、当該 IP アドレスを遮断する等適切な措置を講じ、ホームページの保護及び適切な管理を行うことで、ホームページの運用状態を正確に把握できる状態を維持する。

また、事業運営の適正化を図る一方で、予算規模の見直しについても併せて行ってまいりたい。

く令和4年度目標>

יויייי	元和4年度日標 <i>></i>				
	アウトカム指標	アウトプット指標			
目標	①技能講習の帳票データの受付数を 166 万件以上とする。 ②事業者等から有用であった旨の評価を 80%以上確保する。 〈安全衛生教育の支援事業〉 教材(テキスト、ビデオ)を大学の講義に て用い、資料閲覧者より有益度80%以上 を得る。	①引き続き帳票データの引き渡しについて周知していくとともに、引き受けた帳票データを確実に入力できるように適正な管理に努めていく。②要望のあったものを中心に、ホームページに災害事例等を合計 10 件以上掲載する。 ③各種労働災害データベースの作成(30,000件以上) ④ホームページのアクセス件数を 4,300万件以上確保する。 〈安全衛生教育の支援事業〉 ①技術者等に対する安全衛生教育の教育用の内容理解の促進、実践的な知識を定着するための演習用教材を作成する。②上記演習用教材および昨年度作成した教育資料を改善した教材により、若手技術者向けのオンライン講習を開催する。			

<令和4年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方>

技能講習の帳票データの引き渡しについて、過去5年間の帳簿データの受付数の実績に基づき算定し、令和3年を上回る数字となったため、令和3年度に未達成となった目標値を据え置くこととして上記アウトカム指標①及びアウトプット指標①を設定した。

アウトカム指標②については、国の施策や安全衛生情報提供の内容と事業場等の需要に乖離がないかを検証するために設定した。

アウトプット指標②及び③については、ホームページの災害事例や安全衛生教育用教材や労働災害データベースなどのコンテンツが充実すればするほど、よりアクセス件数が増えると考えられるため設定した。

アウトプット指標④について、ホームページのアクセス件数について、本事業の評価を正確に行えるよう、明らかにホームページのコンテンツ利用が目的ではない不審なアクセスにより増加した件数を除いた過去5年の平均アクセス件数を目標として設定した。

意識啓発等事業 職場の安全衛生情報の周知・

運開 職場の安全サイトの管理

十田 令和 4 年度予算額(労災勘定) 206,713(206,629)

ポータルサイトの管理・運営

あんぜんプロジェクトにかかる ホームページ作成業務

に参加する企業の情報を掲載するページの 企業等の自主的な安全衛生活動を公表し、 その展開を図る「あんぜんプロジェクト」 「『見える』安全活動コンクール」 の実施 作成、

教材等公開業務 災害事例等作成

災害調査復命書をもとに 公開、外国人労働者向けの安全衛生教育用視 災害要因の分析結果を災害事例として作成・ 労働者死傷病報告、 聴覚教材の公開

高票 の公開等業務 形式審査機能を持て

必要性

監督署に届出を行う安全衛生 関係の帳票について、記載不 化を推進するため、労働基準 備があった場合の差戻しや問 い合わせに係る申請者の負担 行政手続きの効率化・簡素 軽減を図る必要がある。

(労働者死傷病報告の例) 概要

労働者死傷病報告

票を読み込んで共通事項

の入力を省略できます

過去に作成・保存した帳

入力項目の説明を確認しながら入力できます

帳票入力データの読み込み

4

→対国の説明

生年月日(必須) ※西暦で入力する場合は、右側入力器のカレンダーから日付を指定してくださ 様災労働権の氏名(カナ)(必須) ※独と名の間は1女字型ナイ入力してください。 様災労働権の氏名(漢字)(必須 ※益と名の間 \$1文字望けて入力して(ださ)。 年齢 ※抹災者が15歳未満である場合はチェックを入れてください。 入力エリア の被災労働者の情報 版票 イメージ

O未入力・誤入力があるとエラーメッセージが表示されます

元管理事業 7証明書発行等 技能講習修了

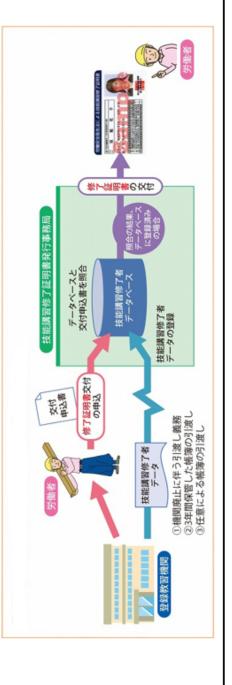
必要性

令和 4 年度予算額(労災勘定)249,255(122,060)千円

- 技能講習の受講及びこれを修了したことを証明する書面(技能講習修了証)の携帯が、労働安全衛生法 で義務づけられているおり、技能講習を実施する登録教習機関が事業を廃止した後もその帳簿を引き継ぎ、 労働災害の防止を図るため、フォークリフトの運転等の一定の危険又は有害な業務に従事する場合には、 労働者が技能講習修了証を紛失した場合の再発行等に応じる機関が必要である。
- 「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、マイナンバーカードを基盤と 明書についても、マイナポータルを通じたマイナンバーカードとの連携が求められている。連携に向けた対応とし して、既存の各種カード、手帳等との一体化等を工程表に沿って推進することとされており、技能講習修[了証明書の発行申請を電子申請で行えるようにする必要がある。 技能講習修

事業概要

- -元管理する。 登録教習機関から技能講習修了者データを引継ぎ、
- 労働者等からの申請に応じ、技能講習修了証を1枚に統合して交付する。
- 国家資格情報システムとの連携に必要な電子申請機能の構築を行う。 (仮称)



事業番号 (令和4年度)	17 令和3年度:17	評価	С		
事業名	職業病予防対策の推進				
担当課・係	労働衛生課電離放射線労働者健康対策 労働衛生課有害対策環境指導係	労働衛生課電離放射線労働者健康対策室 労働衛生課有害対策環境指導係			
令和3年度事業概要	(1)東電福島第一原発で緊急作業に診断結果等のデータを蓄積する「東電療管理システム(以下「データベース・緊急作業従事者等に対する健康も誘窓口名・緊急作業員の健康支援相談窓口名・廃炉等作業員の健康支援相談窓口名・廃り等では、東電福島第一原発・除染作業者、ガイドラーの英語を行う。 (2)東電福島第一原発における施工を事業を行う。 (3)東電福島第一原発における施工を活動を表する。 (3)東電福島第一原発における施工を活動に係る教育を行うなど、廃炉等支援する。 (4)眼の水晶体への被ばく線量が高業場では、関する労働者の被ばく線量を組織対して労働者の被ばく線量を組織対象がある。」)の導入を支援する。 (5)職場の熱中症予防に特化したが数の正確な把握と対応方法を周知。ポ対策好事例も紹介する。	福島第一原発作院は、 保健指導の実に、 保健指導の実に関的に開設、 の放射線では、 の放射線では、 のが、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	業員の長期的健 選用する。 施。 健康相談を実 がにしている。 がは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次で		

טיינו .	3年度日標と美領ノ アウトカム指標	アウトプット指標
目標	①東京電力による『福島第一における作業員の健康管理について(厚労省ガイドラインへの対応状況)』報告のうち、『第2四半期(7~9月)に実施の健康診断に対する管理状況の取り纏め結果』の『「要精密検査」判定者への対応状況』において、第2四半期分の報告時点(毎年3月頃)の結果で、『指導後も未受診』の割合が10%未満であることを確認する。②施工計画作成者等に係る教育の参加者に対してアンケートを実施し、9割以上の参加者から「有意義であった」の回答を得る。③熱中症予防対策動画の閲覧者について、今後の労働災害防止対策に取り組と見る。④MS導入支援を受けた事業場の中から、20事業場以上を好事例事業場として選定し、他の事業場に導入状況を報告する。未達成	①緊急作業従事者の現況確認のため、連絡 先を把握している約2万人全員に対して 調査票を送付する。 ②廃炉等作業員の健康支援相談を窓口等 で年間54回、産業保健支援に係る研修会 等を年間10回、相談員協議会を年間2回 開催し、ホームページにおける健康管理情報の更新を年間22回行う。 ③令和3年度における東電福島第一原発 関連の放射線被ばく状況、報道発表資料、 関係法令、行政通達、ガイドライン、配布 用英語資料等に係る英訳文書を厚労省日 Pに掲載する。 ④施工計画作成者等に係る教育を効果的 に実施し、受講者数を60人以上とする。 ⑤熱中症のポータルサイトに対する、延べ アクセス件数10万件以上とする。 ⑥MS導入支援を実施する事業場を48件 以上とする。
実績	①『指導後も未受診』の割合は5%(11人/223人)であった。 ②アンケートを実施した結果、参加者の97%から、「理解できた」旨の回答が得られた。 ③熱中症予防対策動画の閲覧者について、今後の労働災害防止対策に取り組む上でとても有用または有益であった旨の評価を93.6%得られた。 ④11事業場の事例を好事例として選定し、本事業に参加した約250の医療機関の事業場間で共有した。	①緊急作業従事者の現況確認のため、連絡 先を把握している約2万人全員に対して、 調査票を送付した。 ②廃炉等作業員の健康支援相談窓口を年間53回、産業保健支援に係る研修会を年間6回行い、相談員協議会を年間2回開催し、ホームページにおける健康管理情報の更新を年間27回行った。 ③令和3年度における東電福島第一原発関連の放射線被ばく状況、行政通達等を英訳し、厚生労働省の英語版HPへ掲載した。 ④有識者による委員会での審議に基づきテキストを作成し、計125人に教育を実施した。 ⑤熱中症のポータルサイトに対する、延べアクセス件数は約21万件であった。 ⑥MS導入支援を19件の事業場に対して行った。

<未達成の理由・原因>

・アウトプット指標②: 廃炉等作業員の健康支援相談窓口については、東電福島第一原子力発電所内の協力企業棟で実施している。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、昨年度に実施した全 53 回についてはそのうち2回はリモートで実施したが、目標の 54 回は達成できなかった。また、産業保健支援に係る研修会については、労働衛生担当者及び作業員向け2種類の研修会を実施している。このうち、労働衛生担当者の研修会については、令和3年度からリモート形式を導入しているが、企業からの依頼で実施する作業員の方々を対象にした集合形式の研修(出前健康講座)については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、依頼が低調であ

ったため、目標の10回は達成できなかった。

・アウトプット指標⑥:放射線MS導入支援事業では、放射線MSに関する研修に加え、要望等により医療機関に対して個別の導入支援を行っている。令和3年度は、個別支援を令和2年度よりも早い9月から開始することとしたが、折しも、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の時期と重なってしまったことから、支援の辞退が相次いだり、希望日時が未定の状態の医療機関が相次いだ。このため、個別支援の開始時期をさらに早めたり、実施期間を延長するなどの対応を行ったものの、19件の支援にとどまった。

・アウトカム指標④:放射線MS導入支援事業は、医療機関を対象に、医療従事者の職業被ばくの低減等を目的とするマネジメントシステムの導入を支援するものである。新型コロナウイルス感染症の感染者数が全国的に増加した昨年度においては、本事業の主たる対象となる規模の医療機関は受入れ対応等のため、アウトプット指標⑥において後述するように個別支援の辞退等が相次ぐなど、マネジメントシステムの導入に向けた取組に影響があった機関が少なくなく、好事例を把握する機会も限られた。このため、積極的な取組事例として収集できた17例から、専門家でレビューを行い、参加医療機関で特に共有するべき好事例として選定したものは、11件にとどまった。

く改善すべき事項・今後の課題>

・アウトプット指標②:健康相談窓口についてはリモート形式で対応可能なものはリモート形式で対応できるようにする。研修会については、ウェブ形式を一層活用していく。

・アウトプット資料⑥:令和3年度の参加医療機関から、日程調整や個別支援を受ける側として相当の準備が必要となるため、より手軽に相談できるような支援手法を望む声があった。このことから、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっては、個別支援(件数を削減)を一部代替する手段として、ウェブやSNSを活用した質問・回答の場を充実させる。また、事業についての認知度が十分でなかったと考えられることから、さらに個別具体的に医療機関へアプローチするとともに、関連学会等への協力依頼をさらに行っていく。

・アウトカム指標④:研修会や個別支援のタイミング以外にも、SNS等を活用するなど、参加医療機関の取組 状況を把握するチャネルを増やすとともに、その取組状況を参加医療機関で共有することで、マネジメントシス テム導入の取組を促進する。

<u>令和4年度予算については縮小しているところであるが、事業運営の適正化を進めながら、予算規模の見直し</u>についても引き続き行ってまいりたい。

〈令和4年度目標〉

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	①東京電力による『福島第一における作業 員の健康管理について(厚労省ガイドラインへの対応状況)』報告のうち、『第2四半期(7~9月)に実施の健康診断に対する管理状況の取り纏め結果』の『「要精密検査」判定者への対応状況』において、第2四半期分の報告時点(毎年3月頃)の結果で、『指導後も未受診』の割合が10%未満であることを確認する。②施工計画作成者等に係る教育の参加者に対してアンケートを実施し、9割以上の参加者から「有意義であった」等、ニーズに合致した教育であった旨の回答を得る。③熱中症のポータルサイト利用者に対して、今後の労働災害防止対策に取り組む上で有益であった旨の評価を85%以上得る。 ④MS 導入支援を受けた事業場の中から、10事業場以上を好事例事業場として選定し、他の事業場に導入状況を報告する。	①緊急作業従事者の現況確認のため、連絡 先を把握している約2万人全員に対して 調査票を送付する。 ②廃炉等作業員の健康支援相談を窓口等 で年間54回、産業保健支援に係る研修会 等を年間10回、相談員協議会を年間2回 開催し、ホームページにおける健康管理情報の更新を年間22回行う。 ③令和4年度における東電福島第一原発 関連の放射線被ばく状況、報道発表資料、 関係法令、行政通達、ガイドライン、配布 用英語資料等に係る英訳文書を厚労省HPに掲載する。 ④施工計画作成者等に係る教育を効果的に実施し、受講者数を60人以上とする。 ⑤熱中症のポータルサイトに対する、延べアクセス件数10万件以上とする。 ⑥MS導入支援を実施する事業場を30件 以上とする。

く令和4年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方>

〈アウトカム指標〉

- ①、②:前年度の目標は妥当であると考え、継続して令和3年度と同様の目標を設定した。
- ③:熱中症に関するポータルサイトについて、閲覧者にとって労働災害防止につながる有用なものとすることが 重要であるため、上記の目標を設定した。
- ④: MS 導入支援を受けた医療機関の取組で事業効果を評価することとし、その水準については前年度の実績及び「理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題改善すべき事項」の欄に記載した事項を踏まえ、令和3年度の数値目標を令和3年度及び令和4年度の実績により達成できるよう設定した。

<アウトプット指標>

- ①、③:前年度の目標は妥当であると考え、継続して令和3年度と同様の目標を設定した。
- ②:前年度の実績及び「理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題」に記載した事項を踏まえて設定した。
- ④:施工計画作成者等に係る教育の受講者数で事業の実施量を評価することとし、その水準については前年度の 実績を踏まえ設定した。
- ⑤: 職場における熱中症対策の推進に当たっては広い分野を対象として多くの者がポータルサイトを閲覧し、その成果を事業場で活用することが重要であるため、上記の目標を設定した。
- ⑥:前年度に引き続き、MS導入支援(個別支援)を実施する事業場の件数で事業の実施量を評価することとするが、その水準については前年度の実績を踏まえ、令和3年度の数値目標を令和3年度及び令和4年度の実績により達成できるよう、また、「理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題」の欄に記載したように、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっては、個別支援を有力な手法としつつも、その一部代替する手段として、ウェブやSNSを活用した質問・回答の場を充実させることを考慮して設定した。

放射線業務における有効な被ばく線量低減対策への普及

趣加·田的

- 平成23年になされた国際放射線防護委員会(ICRP)の勧告を取り入れ、眼の水晶体の被ば<限度を 大幅に引き下げる改正電離放射線障害防止規則(以下「電離則」という。) が令和3年4月から施行 みれた。
- する医師等の医療従事者の被ばく線量が他の産業分野と比べて高いものの、被ばく線量を低減するために医療従事者を柔軟に増員することは困難な場合がある。 画像下治療など放射線を利用した診療の需要が高まっている医療分野では、これらの診療に従事
- 医療現場においては、被ばく線量の測定が適切になされていないなど、組織的な被ばく管理が十分 でない事業場が少ないことも指摘されている。



医療従事者が眼の水晶体に受ける被ばく線量を低減するための具体的な管理手法を普及させてい 必要がある。

放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム導入支援事業

の研修、被ばく線量低減対策を含めた作業環境管理への助言・指導等を行うとともに、被 線量低減に向けた組織的な管理を行う労働安全衛生マネジメントシステムを導入するため 眼の水晶体への被ばく線量が高い業務を行う医療分野の事業者に対し、労働者の被ばく ばく低減対策の好事例を収集し周知する。

福島第一原子力発電所で働く皆様へ

「健康情報ひろば」からのお知らせ

労働者健康安全機構では東京電力福島第一原子力発電所構内に健康 支援相談窓口を開設し、第一原発で働く全ての方(事業者、作業者等)の 健康相談を**専門の医師や保健師が無料**で実施しています。

主な健康相談

健康診断実施後の<mark>就業判定</mark>「医師による意見聴取の実施は法律で義務付けられています。(労働安全衛生法第66条の4)」

生活習慣の改善が必要な方へ保健指導を行なっています。

STOP! 熱中症 <2021年5月~9月> **クールワークキャンペーン** 社内教育に、ポータルサイトを活用しましょう(厚生労働省より)

相談場所	協力企業棟	2階 健康情報ひろば (日健)	東管理室)
予約·受付	事前予約をお	5勧め。当日受付も可能。	
予約申込先	通話料 無料	5勧め。当日受付も可能。 0120-631-63 (受付時間:平日 9:00~17:00)	7

出端推設日		<i>-</i>		
经基本 经基本金额	1000	6 -	~~2 =	

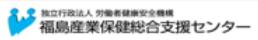
6/3 (木)10:00~14:00	7/1(木)10:00~14:00	8.5(木)10:00~14:00	
6/11(金)10:00~14:00	-6/4	W30/010-W-14-00	
6/15(X)10:00~14:00	7/9(金)10:00~14:00	8/20(金)10:00~14:00	
6/17(木)10:00~14:00	7/15(木)10=00~14:00		
6/25(金)10:00~14:00		8/27(金)10=00~14=00	
6/29(%)10=00~14=00	7/29(木)10:00~14:00		

★出前健康講座 (無料・随時開催) ★ (コロナ感染防止の ため実施日及び開催場所等ご相談させてください)

事業所に専門医を派遣(出前方式)し、健康をテーマにセミナー を実施しておりますので、お申込みください。

セミナー事例:コロナウイルス感染対策、管理監督者のメンタルヘルス、コンビニ・外食の上手な組み合わせ等





「東電福島第一原発における健康管理の体制整備事業」



公式HP

(令和3年6月)

ぐっすり眠れていますか?

1. 時間

- 必要な睡眠時間には個人差がある
- 年齢などに応じて、昼間の眠気で 困らない程度の睡眠を(約6~8時間)

3. 昼寝

- 20分程度の昼寝が午後の眠りを 減らし、仕事の効率を上げる
- 昼寝は午後3時まで!
 それ以降は夜の睡眠の妨げになる

★ 眠れないときは…

- 寝つけない時はいったん床を離れる
- 眠ろうと意気込むのは逆に寝つけなくなる
- 布団に入ってからスマホは見ない!

2. 快眠は朝が重要





4. 寝る前の過ごし方

- 夕食後のカフェイン摂取は控える
- 就寝前1時間は喫煙しない
- <u>寝る1~2時間前に入浴</u>をすると、
 体温が低下して寝つきが良くなる

眠れないから…と お酒をのむのは逆効果 アルコールは眠りの質 が低下する!





- 🔷 不眠症状がある人は、糖尿病のリスクが1.5~2倍
- 🔷 単なる不眠も実はうつ病というケースも!
- ◆ たばこ (ニコチン) は覚醒作用があり、安眠を妨げる

長引く不眠は要注意!

- 日常生活に支障が出たら、早めに医療機関に相談を!
- 不眠治療は薬物療法が中心
 - → 現在の睡眠薬は副作用も少なく、安全性が高い ← ただし、医師の指導のもと適切な使用を!

市販の睡眠薬を 長期間使用する 、ことはダメ!

「東電福島第一原発における健康管理の体制整備事業」 福島産業保健総合支援センター(通話無料 0120 - 631 - 637)

事業番号 (令和4年度)	42 令和3年度:43·33	評価	С
事業名	個別労働紛争対策費・多言語相談支援	事業	
担当課・係	雇用環境•均等局総務課総務係、労働	紛争処理業務室	業務管理係
令和3年度 事業概要	(個別労働紛争対策費) 全国の労働局及び労働基準監督署に「 (全国 379 箇所) し、労使双方かららいる相談にワンストップで対応し、対数判例や解決方法・処理機関等につい事上の労働紛争については、相談の内道府県労働局長による助言・指導や紛った。 (多言語相談支援事業) 都道府県労働局雇用環境・均等部(室された総合労働相談コーナー(以下「いう。)において、14ヶ国語の電話通トセンター」の活用等により、職場により、に対いて、14ヶ国語の電話通トラブルに関する相談対応、紛争解決	寄せられる労働所 内容に応じて、労 ての情報を提供 容や相談者の意 争調整委員会に。)及び労働基準 雇用環境・均等 訳に対応した「記 おけるハラスメ	問題に関するあ 動関係の法令・ する。また、 するに応っせんを 番響室 と 監部(室 ここを ここを を を を と と と と と と と と と と と と と

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	(個別労働紛争対策費) 都道府県労働局長の助言・指導の実施による個別労働紛争の解決率を 50%以上とする。 (数値の根拠)平成23~令和2年度における助言・指導の実施件数に対する助言・指導の解決件数の割合	(個別労働紛争対策費) 都道府県労働局長による助言・指導の手続 終了件数に占める処理期間1か月以内の ものの割合を95%以上とする。
	(多言語相談支援事業) 雇用環境・均等部(室)等への外国人から の相談のうち、多言語コンタクトセンター 又は多言語音声翻訳アプリケーションを 利用した相談件数の割合2%以上	(多言語相談支援事業) 雇用環境・均等部(室)等への外国人から の相談件数前年度以上
	未達成	未達成
実績	(個別労働紛争対策費) 49.4%(4,029件(助言・指導解決件数) /8,159件(助言・指導実施件数)(速報 値)	(個別労働紛争対策費) 98.7%(8,354件(1か月以内処理件数) /8,466件(手続修了件数)(速報値)
	<u>(多言語相談支援事業)</u> 0.4% (55 件/13,762 件)	<u>(多言語相談支援事業)</u> 13,762 件(令和2年度は 14,419 件)

<未達成の理由・原因>

(個別労働紛争対策費)

個別労働紛争解決制度に基づく助言・指導の仕組みは、労使の当事者の話し合いによる紛争の解決を促進(支援)するために行うもので、当事者に何らかの措置を強制することはできない。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症による雇用への影響が、様々な業種に長期間及び、企業の経営状況の厳しさが増す中、コロナ禍前に比べて、助言・指導が受け入れられず、解決率が低下したと考えられる。

(多言語相談支援事業)

コロナ禍により、新規に入国する外国人労働者が著しく減少した。このことにより、総合労働相談コーナーを 利用する労働者のうち、同伴する通訳者の伝手がない等により通訳を必要とする外国人が減少したことが理由の ひとつと考えられる。

く改善すべき事項・今後の課題>

(個別労働紛争対策費)

<u>コロナ禍により企業の経営状況の厳しさが増していることも踏まえ、</u>各種支援策の紹介等により事業主の支援にも取り組みつつ、引き続き、個別労働紛争の未然防止及び自主的解決の促進を図る。

(多言語相談支援事業)

今後、外国人労働者の入国受け入れ再開により、新規に入国する外国人労働者が増加することで、日本語能力が十分でなく、かつ、同伴する通訳者の伝手がない等の理由により、多言語化の需要も増加するものと見込まれる。

このように事業運営の適正化を図る一方で、必要額の精査も併せて行ってまいりたい。

<令和4年度目標>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	(個別労働紛争対策費) 都道府県労働局長の助言・指導の実施による個別労働紛争の改善率を 60%以上とする。 (数値の根拠)平成25~令和3年度(速報値)における助言・指導の実施件数に対する助言・指導により改善した件数の割合	(個別労働紛争対策費) 都道府県労働局長による助言・指導の手続 終了件数に占める処理期間1か月以内の ものの割合を95%以上とする。
· 1次	(多言語相談支援事業) 雇用環境・均等部(室)等への外国人からの相談のうち、多言語コンタクトセンターの通訳翻訳若しくはタブレット端末のオンライン通訳又は機械翻訳を利用した相談件数の割合2%以上	(多言語相談支援事業) 雇用環境・均等部(室)等への外国人から の相談件数前年度以上

<令和4年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方>

(個別労働紛争対策費)

個別労働紛争解決制度は、個々の紛争の実情に即した解決を促進することを目的としているところ、助言・指導により簡易・迅速に紛争の解決や改善が図られることが重要であるから、上記の目標を設定した。

(多言語相談支援事業)

総合労働相談コーナーを利用する外国人労働者の中には、入国間もない技能実習生のみならず、永住者は日本人の配偶者として入国している外国人も多くいる。当該労働者は、一定の日本語能力を有しいてる場合や相談に同伴する通訳者の伝手がある場合が多い。こうしたことを踏まえ、昨年度設定した目標を引き続き、令和4年度の目標とする。

1,563,656千円 (1,605,014) 3,207,803千円 (3,293,020) 1,563,675千円 (1,605,033) 82,973) · 労政主管事務所、労働委員会 鎈 80,472千円 鄉 関係法令に基づく 行政指導等 〇都道府県 〇法デラス **東軍側**架 関係機関 〇裁判所 雇用勘定 **令和4年度予算額 労災勘定** 一般公計 盲報提供 取次ぎ 個別労働紛争解決制度の枠組み 都道府県労働局及び労働基準監督署に設置 | 全国379か所 124 万2,579 # (17万70件)**2 (28万4,139件)(83万8,913件) ① いじめ・嫌がらせ ……… 86,034件 **2 ② 自己都合退職 …………… 40,501件 33,189# ○労働基準法等の違反の疑いがあるもの 解雇 ○民事上の個別労働紛争相談件数 令和 3 年度 総合労働相談件数 【個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第3条】 **うち、○法制度の問い合わせ** 総合労働相談コーナー <u></u> 原

【個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第5条】

紛争調整委員会によるあっせん

○申請件数 (3,760件)

・解決の方向性 示唆

① いじめ・嫌がらせ … 1,689件 ※2

② 労働条件の引下げ … 自己都合返職 ………

原

(m)

771件 816件

話合いの促進

| ① いじめ・嫌がらせ … 1,172件 ※2 ② 解雇 原 .

743#

よる紛争当事者 の合意形成

あっせん委員

(弁護士等)

③ 雇止め

合意の成立 (1,263件)

○処理件数 (3,819件)

取下げ(173件)・打切り(2,360件) その他 (23年)

※1 1回において複数の内容にまたがる相談等が行われた場合には、複数の内容を件数に計上している。

取下げ(161件)・打切り(118件)

その他 (28年)

助言・指導の実施 (8,159件)

○処理件数 (8,466件)

. 令和2年6月、労働施策総合推進法が施行され、大企業の職場におけるパワーハラスメントに係る個別労働紛争は同法に基づき対応することとなったため、同法施行以降の大 企業の当該紛争に係るものはいじめ・嫌がらせに計上していない。なお、同法違反の疑いのある相談は「労働基準法等の違反の疑いがあるもの」として計上している。 <参考>同法に係る相談件数:23,366件、同法に基づく紛争解決の援助申立件数:401件、同法に基づく調停申請受理件数:195件(いずれも令和3年度)

労働局長による助言・指導の処理件数及び紛争調整委員会によるあっせんの処理件数は、年度内に処理が完了した件数で、当該年度以前に申出又は申請があったものを含む。 ო Ж

【個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第4条】

蓝蓝

労働局長による助言・指導

○申出件数 (8,484件)

雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーにおける多言語化の推進

令和4年度予算額 13,772 (13,500) 千円

6,886 (6,750) 千円 労災勘定

6,886 (6,750) 千円 雇用勘定

職場におけるハラスメントや解雇等のト 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーでは、

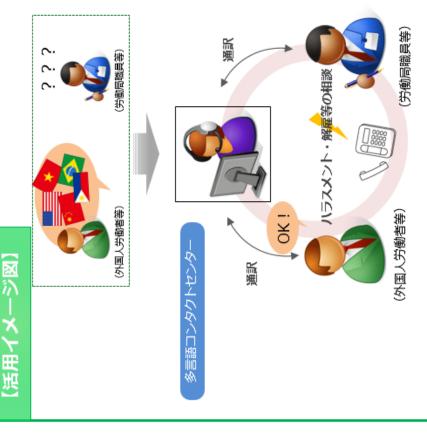
昨今、外国人労働者の増加や多国籍化に伴い、多様な言語による相談に対して的確に対応するニーズが高まってい ることから、14カ国語による電話通訳サービスである「多言語コンタクトセンター」を全ての雇用環境・均等部 (室)及び総合労働相談コーナーで引き続き活用することにより、多言語対応力を強化する。 ラブルに関する相談対応等を実施している。

業務内容

<多言語コンタクトセンター>

- 電話通訳による職員及び外国人労働者間のコ ミュニケーションを支援。
- 職員の依頼に基づく簡易な文書翻訳支援。
- 対応外国語:英語、中国語、韓国語、ポルト ガル語、スペイン語、ベトナム語、インドネシ ア語、タガログ語、ネパール語、タイ語、カン ボジア語、ミヤンマー語、モンゴル語

* サービス提供時間:平日 8:30~17:15



事業番号 (令和4年度)	7 令和3年度:7	評価	В
事業名	労災疾病臨床研究事業費補助金事業		
担当課・係	計画課疾病調査研究補助金係		
令和3年度 事業概要	多くの労働現場で発生している疾病や 伴い勤労者の新たな健康問題としてそ し、新しい知見の発見や、労災疾病と の向上を図ることができるよう、早期 迅速・適正化などに寄与する研究等に を行い、もって労働者の福祉の増進に	社会問題化してい しての診断等にあ の職場復帰の促 ついて、広く研究	いる疾病等に関 おける技術水準 進、労災認定の

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	労災疾病臨床研究中間・事後評価委員会に おいて、研究課題の 90%以上について 7.0点以上(10点中)の評価を得る。	公募課題1件当たりの平均応募を1.5件 以上とする。
	達成	未達成
実績	労災疾病臨床研究中間・事後評価委員会において、7.0 点以上の評価を得た研究課題:91% (35課題中7点未満3課題)	公募課題1件当たりの平均応募数:1.25 件 (公募課題4件、応募数5件)

<未達成の理由・原因>

昨年度、周知を行う大学及び関係学会を増やすとともに、過去に労災臨床疾病研究の関連分野に応募したすべての研究者に対して、郵送により公募を案内した。また、e-Rad の活用や、厚生労働省アカウントにより各種 SNS においても発信し、広く周知を行ったところであるが、目標未達成となった。目標未達成の理由として、本事業は、現時点での労災疾病にかかる行政課題に即応した特定分野の研究テーマを掲げて募集をしているが、当該テーマを研究している研究者が国内に少なく、結果として、公募数が少なくなったことが理由として挙げられる。

公募案内については上記の取組みに加え、さらに、労働衛生に関連する学会への周知を強化する一方で、国内の労災を受けた労働者の職場復帰や労災認定の迅速等に寄与する研究に補助し、もって、労働者の福祉の促進を図ることを目的とする本事業の趣旨を踏まえれば、単に行政ニーズに即応した、限られた研究テーマのみならず、将来の労災疾病分野の研究者の育成の観点等も視野にいれつつ、事業目的に応じたその他の研究についても、広く支援することが適当であると考えられる。

く改善すべき事項・今後の課題>

評価委員会において一定の評価を得た研究計画の実施及び評価委員会における委員からの評価(「評価できる点、推進すべき点」、「疑問点、改善すべき点」等)を研究者にフィードバックし、それを踏まえた研究を実施、並びに、行政ニーズに即応した研究テーマのみならず、将来の労災疾病分野の研究者の育成の観点等も視野により幅広い学術分野の研究テーマも設定し、広く研究者を募ることとする。

また、事業運営の適正化を図る一方で、適切な予算規模への見直しについても併せて行ってまいりたい。

<令和4年度目標>

٦.		- 1	
		アウトカム指標	アウトプット指標
	目標	労災疾病臨床研究中間・事後評価委員会に おいて、研究課題の 90%以上について 7.0 点以上(10 点中)の評価を得る。	公募にて採択された課題であって、申請時 に研究事業予定期間が令和4年度終了予 定の課題のうち、各年度の中間・事後評価 委員会の評価を経て、研究事業予定期間ど おり研究を終えた研究課題の割合が8 0%以上であること。

<令和4年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方>

アウトカム指標については、当該補助金の中間・事後評価委員会において、継続すべき課題の目安点数を、10点中7点以上としていることから、研究課題の 90%以上について 7.0 点以上の評価を得ることを目標とした。アウトプット指標については、本補助金が研究の成果により、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としていることから、研究事業予定期間どおり研究を行うことを目標とした。

労災疾病臨床研究事業費補助金について

名 Ш • ŊШ 觀

(労災勘定)956,763 (1,049,762)千円 算額 令和4年度予

る疾病や産業構造・職場環境等の変化に伴い勤労者の新たな健康問題として社会、新しい知見を見いだす必要があるため、労災疾病としての診断等における技術 労災認定の迅速・適正化などに寄与する研究: 早期の職場復帰の促進 水準の向上を図ることができるよう、 ついて、補助を行う。 ている》 問題化している疾病については ۷ くの労働現場で発生 ₩

研究概要

労災疾病臨床研究 Ξ

- 多くの労働現場で発生している疾病
- 勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病 勤労者への健康影響が危惧される要因 小飯

早期の職場復帰の促進 労災認定の迅速・適正化等 に寄与する研究



16課題新規採択

1,110,683千円

(行政経費除く)

(参考) 予算の推移 平成30年度予算額

(3) 過労死等防止対策推進法に基づく調査研究(指定型)

(2) 放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究



過労死等防止対 推進法に基づく 調査研究 者の健康影響に 関する疫学研究

く調査研究会む) (過労死等防止対策推進法に基づ 12課題新規採択 7課題新規採択 |3課題新規採択

課題新規採択

4

951,142千円

度概算要求額

Ħ

4.2

1,110,683千円 1,110,683千円 1,046,141千円

令和元年度予算額: 令和2年度予算額: 令和3年度予算額:

法 升 摇 黑

- 原則として一般公募により広く研究者を募り、複数年度にわたり研究を行うことが可能。 申請課題の採択、研究継続の可否、研究成果の評価については、外部有識者による評価委員会を設置し 門的・学術的観点等から総合的な評価を行う。 雪 \circ

26

事業番号 (令和4年度)	13 令和3年度:13	評価	В
事業名	労災特別介護施設運営費・設置経費 ((1) 労災特別介護援護事業経費、(2) 労災特別介護施設設置費)		
担当課・係	労災管理課年金福祉第一係		
令和3年度 事業概要	在宅で介護を受けることが困難な労災重度被災労働者に対して、その傷病・障害の特性に応じた専門的施設介護サービスを提供する労災特別介護施設の運営を行う。 また、当該施設の整備・修繕を行う。		

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を90%以上得る。	全国 8 施設の年平均での入居率を 90%以上とする。
	達成	未達成
実績	有用であった旨の評価:94% ※11,697(有用の評価)/12,449(総回答数)	年平均入居率:83.1% ※635名(年平均入居者数)/764名(入居者 定員)

<未達成の理由・原因>

委託先と令和2年度~令和4年度の3ヵ年契約を結ぶにあたり、入居率が特に低かった北海道施設(令和元年度 68.4%) 及び愛媛施設(令和元年度 71.4%) について、入居定員数を 98 名→88 名に見直しを行ったほか、令和3年度の全8施設の新規入居者数(60 名)を、前年度よりも1名増加させるなどしたが、年平均入居率が83.1%となり、目標未達成となった。

目標未達成となった原因としては、死亡や長期入院等による退去者数が新規入居者数を上回ったこと(退去者 61 名、入居者 60 名)、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を受け、入居希望者から入居の延期又は入居のための面接調査等の延期の要望があったこと(令和4年3月末時点の早期入居希望者のうち4名が延期を要望)や、短期滞在型介護サービスの利用者が減少したこと(令和2年度利用者 23 名→令和3年度利用者7名)等があると思料される。

また、今後、入居率を向上させていく上で、施設によって入居希望者数に差があることが課題になると考えられる。令和3年度、入居率が90%を超えている千葉施設については、早期入居を希望する者が、毎月平均で16.6名いたが、入居率が80%を下回った広島施設及び愛媛施設については、毎月平均でそれぞれ2.3名、0.8名にとどまった。これは、入居対象となる労災重度被災労働者数の偏在によるものと思料され、仮に各施設の所在地周辺の都道府県を北海道・東北・関東甲信越・東海北陸・近畿・中国・四国・九州沖縄の8ブロックに分けると、広島施設の所在地である中国ブロックには全労災重度被災労働者(21,501名(令和4年4月支払期時点))の7.8%(1,677名)、愛媛施設の所在地である四国ブロックには4.8%(1,038名)が居住している状況となっており、平均値の12.5%(2,688名)を大幅に下回っている。このように労災重度被災労働者数の地域毎の偏在があることから、先述のとおり令和2年度より北海道施設及び愛媛施設の定員の見直しを行ったものの、他施設においては一律の設定であることも目標未達成の一因であると思料される。

く改善すべき事項・今後の課題>

アウトプット指標については、受託者からの適時の状況把握を行うとともに以下の取組を行った。

全都道府県労働局に対し、会議・研修等の機会を通じて職員に周知し、年金支給決定時に職員から入居対象者に対する説明及び周知を実施すること及び全都道府県障害福祉主管部局に対し、周知広報や入居要件を満たす可能性のある者に対する本事業の紹介を依頼するなど、入居率向上のための取組を行った。

委託先の取組として、都道府県労働局及び市町村等の行政機関へ協力依頼などのこれまでの取り組みのほか、令和3年度から新たな取り組みとして、都道府県にある医療ソーシャルワーカー協会に対し、施設の紹介及び協会会員に対する施設の周知広報、医療ソーシャルワーカーが所属している医療機関に対して労災重度被災労働者が退院する際に施設を紹介してもらうよう依頼を行った。その結果6名の入居に繋がり、取組の効果が上がっているものと思料されるため、引き続きこれらの取組を行っていく。

前項で記載した、施設ごとで入居希望者数に差があるという課題については、事業の次期調達(令和5年度)にあたり、過去の実績値や施設所在地周辺の都道府県の労災重度被災労働者数等を参考に入居者数の実態に応じた入居定員数に変更することを検討することや、早期入居希望者のうち、希望施設での空き部屋がない場合、ほかの施設への入居を勧める等により、対応していきたいと考えている。

また、入居率向上させるための取り組みとして、入居の端緒となりうる短期滞在型サービスを有効活用できるよう積極的な周知・利用促進を引き続き行っていく。

そのほか、入居希望者との面接調査を実施する場合、従前通り対面により実施していくこととするが、新型コロナウイルスの感染状況によっては、必要によりオンラインによる面接調査も引き続き実施する。

また、事業運営の適正化を図る一方で、予算規模の見直しについても併せて行ってまいりたい。

<令和4年度目標>

	<u> </u>	
	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を 90%以上得る。	全国 8 施設の年平均での入居率を 90%以上とする。

<令和4年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方>

アウトカム指標については、受益者である入居者等からの有用であった旨の評価を指標とし、その目標値については、事業の有用性について一定の高い水準を常に維持・確保することを意図し、令和3年度実績を踏まえ、90%以上と設定した。

アウトプット指標については、平成 22 年度の事業目標設定時に、当時の平均入居率が 90%以上を維持していたため、目標を 90%として設定したこと及び当時に比べて労災重度被災労働者は減少しているものの、入居していない労災重度被災労働者が一定数いること、また、国有財産の有効活用の観点から、令和3年度と同じ、入居率を年平均 90%以上と設定した。

令和3年度労災特別介護施設入居者数

														(単位:人)
/	₩.	第1.四半期	_	₩.	第2・四半期		dun)	第3.四半期	_	\$in/	第4・四半期		年間	年間平均
/	4月	5月	6月	7.A	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	入居者数	入居率
北海道	71	11	71	73	73	73	74	74	77	77	78	78	74	84.1%
宮城	87	88	88	88	87	88	88	88	88	88	88	87	88	89.8%
千葉	91	92	92	88	87	87	87	87	87	88	88	06	68	90.8%
愛知	87	87	86	86	84	85	83	84	86	86	87	85	86	87.8%
大阪	83	82	82	84	83	83	84	83	83	84	82	83	83	84.7%
広島	74	75	73	73	74	75	73	74	74	74	74	75	74	75.5%
愛媛	99	65	65	63	61	59	59	58	58	59	59	09	61	69.3%
熊本	83	83	82	81	80	79	80	80	80	80	79	79	81	82.7%
中計	642	643	629	637	629	629	628	629	634	636	636	637	635	83.1%
平均		641			632			630			989			
平均入居率		83.9%			82.7%			82.5%			83.2%			
													•	

※1 入居者数は月末時点の入居者数である。

※2 入居率は各施設定員100名から短期滞在型介護サービス用の2床を除いた98名を母数として計算している。

労災特別介護施設(ケアプラザ)の概要

1. 背景 目的

2,161,540 (2,185,739) 千円 令和4年度予算額(労災勘定)

労災年金を受給している労災重度被災労働者(傷病又は障害等級第1級から3級)は、全国で約21,500人に上火、このうち約15,000人が60歳を超えている。 これら労災重度被災労働者及びその家族の高齢化や核家族化の進展等に判、、在宅での介護が困難となり、狩護に当たる家族介護者の肉体的・精神的負担は相当 大野なものとなっている。

| 労災重度被災労働者は一般の障害者とは異なり、せぎ髄損傷、見酷外傷、じん肺など労働災害特有の傷病・障害を有する者が多く、一般に民間事業者や市町村等に より実施されている介護サービスでは、その傷病・障害の特性に応じた・朝門がが譲ば施されていない現状にある。

こえた光災重度被災労働者の介護を吹、る環境等を十分踏まえ、傷病障害の特性には、た、専門がな分護サービスを確実に提供するため、労災特別分護施設(ケ アプラザ)の運営を行うことにより、労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要は獲を図る。

2. 事業の内容

高齢化の進展等にいれ在宅での介護が困難な労災重度被災労働者のための介護施設として、国が全国おり所に設置し、せき髄損傷、頭略外傷、じん肺等の労災特有の 編成・障害に応じた事門がな権労分譲サービス及び短期滞在型分譲サービスを提供する。

※事業及び施設の運営は一般財団法人労災サポートセンターに委託(R2~R4の3力年契約)

○敷地面積:約22,000㎡、延<宋面積約11,000㎡(8施設平均) ○設置場所:北海道 宮城 千葉 愛知 大阪、広島、愛媛 熊本

○入居定員:100名(令和2年4月1日より北海道施設及び愛嬌施毀こついて14、90名) ○居室数(シち個室):約85(80)室(8施設平均) ※個室の広さは約30㎡

原則として、**傷病等級又は障害等級が1級から3級の労災年金受給者(労災重度被災労働者)で在宅での介護が困難な者**(障害等級4級程度の者でも、特例的10人居 な"認められる場合がある)

の企識サーデス

- ① 看護師と介護福祉士が24時間体制で勤務し、食事介助、排泄介助、入浴介助など日常 生活の介 護を提供(244時間365日介議)
- ② 入居者の障害、傷病の状態に合わせて適切な介護とともに、身体機能維持のためリハビリ専門職 (療法士)によるリハビリテーションを実施

月3~4回程度、医療コンサルタント(医師)による健康相談の実施

■施設利用料

年収や扶養家族の人数に応じ、月額3万3千円から25万8千円までの16段階に区分

療費などは個人負担)×県・市町村の負担金箸は発生しない。また、介護保険適用対象外の施設であるため、入居者が年収に記じた入居費を支払うのみであり、入居者は介護保険料の納付は停止される 例 年間収入430万円で配偶者のある方が個室入居の場合 月類12万8千円(日用品の購買費や診

労働者災害補償保険法で定める要介護障害程度区分

*労働者災害補償保険こ介護・補償等給付の支給を請求することにより、後日、同額が支給されるため、 「常時介護を要する状態」にある者 ⇒ 171,650円、「随時介護を要する状態」にある者 ⇒ 85,780円

入居者の実質がな負担がむ

の商野婦在型を譲り上げる

■短期滞在介護サービス

わって労災重度被災労働者に対して介護サービスを提供(1回の滞在期間)は原則として労迫10日以内、1日につき3,600円(食事代・消費税を含む)) 等のために一時的に介護ができなくなったときに、短期間、その家族等に代 労災重度被災労働者を介護をしている家族等が、病気、冠婚葬祭、旅行

■日帰り介護サードン

労災重度被災労働者に対し、日中の入浴、給食等の介護サービスを提供 (利用料金)は1日につき600円(食事代・消費税を含む))

■家族同伴短期滞在介護サービ

なる、日常生活動作、介護技術を習得するサービスを提供(1回の滞在期間 労災重度被災労働者とその家族が同伴し、在宅での生活において必要と は原則として9泊10日以内、利用料金は1名1日につき3,600円(食事代・

事業番号 (令和4年度)	19 令和3年度:23	評価	В
事業名	職場における受動喫煙対策事業		
担当課・係	労働衛生課有害作業環境指導係		
令和3年度 事業概要	(1)行政経費 受動喫煙対策の必要性・重要性につ 周知啓発、事業場に対する意識調査等 (2)委託費 全国の事業場からの受動喫煙対策に タント等の専門家による相談窓口(電 周知啓発のための説明会を全国で開催 (3)補助金 中小企業事業者(既存特定飲食提供 て喫煙室を設置する等の措置を実施す を国が助成する。	を行う。 関する相談につ 話・実地)を開 する。 は施設を営む者に	いて、コンサル 設する。 また、 限る。)であっ

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	①相談支援において実地指導を実施した事業者、②相談支援において説明会に参加した事業者から 8 割以上「役に立った」旨の回答を受ける。	(1) 専門家による実地指導(集団指導を含む)の1か月当たりの平均実績件数について、12.5件/月以上とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の流行時期についてはこれを満たさなくてもよいこととする。 (2) 補助金の1か月当たりの平均利用件数について、15.7回/月以上とする。
	達成	未達成
<u>実</u>	①実地指導において「役に立った」(満足した)と回答したのは 95.6%、②説明会に参加して「役に立った」(満足した)と回答したのは 92%だった。	(1) 専門家による実地指導(集団指導を含む)の1か月当たりの平均実績件数について、2件/月となった。 (2) 補助金の1か月当たりの平均利用件数は3.3回/月だった。

<未達成の理由・原因>

アウトプット指標:専門家による実地指導等については、基本的に施設において禁煙か分煙することとなっているため、受動喫煙対策が進み、対応を希望する事業場が減少している。また、新型コロナの影響で実地指導を行うことが困難な時期が長く、その後も対面開催に不安を感じているためである。

く改善すべき事項・今後の課題>

令和4年度についても、原則屋内禁煙の義務化を踏まえ、助成対象範囲を健康増進法の経過措置対象に限ることとし、必要性の高い事業者への補助を行う。また、周知については十分にできているため、事業者に対して電話相談、WEB 開催を含めた実地指導及び説明会等を行い、受動喫煙対策の必要性について一層の周知啓発を行うとともに、助成金等の活用を促す。さらに、助成金や相談内容については減少傾向ではあるものの、受動喫煙に関しては社会的関心も高く、働き方の変化に伴い労働環境も変わるため、今後も一定の需要が見込まれるため、支援を行う必要がある。

また、事業運営の適正化を図る一方で、事業規模にあわせた予算規模の見直しについても併せて行ってまいりたい。

く令和4年度目標>

· -		1 2 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1	
		アウトカム指標	アウトプット指標
	目標	(1)①相談支援において実地指導を実施した事業者、②相談支援において説明会に参加した事業者から 8 割以上「役に立った」旨の回答を受ける。 (2)受動喫煙防止対策助成金を受けて対策を講じた事業場から、8割以上「労働者が職場において受動喫煙を受ける機会がなくなった」旨の回答を受ける。	(1)専門家による電話相談件数の1か月 当たりの平均実績件数について、30件/ 月以上とする。 (2)申請について、本省通達等に基づい て適正に処理を行う。

<令和4年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方>

アウトカム指標については、事業場の受動喫煙対策に係る支援を適切に実施するため、全国の事業場からの受動喫煙対策に関する技術的な相談対応について、実際に事業者に有用であったかという質的な面での評価を行う指標を設定した。

また、アウトプット指標については、新型コロナの影響で実地指導の需要が縮小し、非対面の電話相談のニーズが高まっているものの、改正健康増進法完全施行による助成対象の縮小、周知活動等の縮小を行うため、それに見合う目標を設定することとした。さらに、それぞれの事業に対する目標を設定した。

職場における受動喫煙対策推進事業

類

(令和4年度予算額(労災勘定):433,982(438,400)千円)

■職場における受動喫煙対策については、労働安全衛生法において、実情に応じた措置を講じることが事業者の努力義務 とされ、当該努力義務に基づく取組を促進する観点から、国が必要な援助を行うことが規定されている。

行されているところであるが、経過措置により適用が猶予される既存の小規模飲食店(全飲食店の55%程度)などを中心 に、積極的に受動喫煙対策に取り組む事業者に対して国の援助を引き続き実施する必要がある。 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止の義務化等が盛り込まれた改正健康増進法が令和2年4月より完全施

受動喫煙対策推進助成金

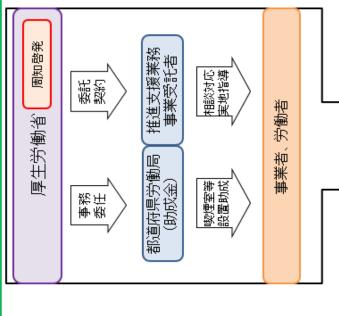
■喫煙室等を設置する事業場に対し、その費用の一部を助成す

※助成率:2/3(主たる業種が)飲食店以外の場合1/2) 助成上限額:1,000千円

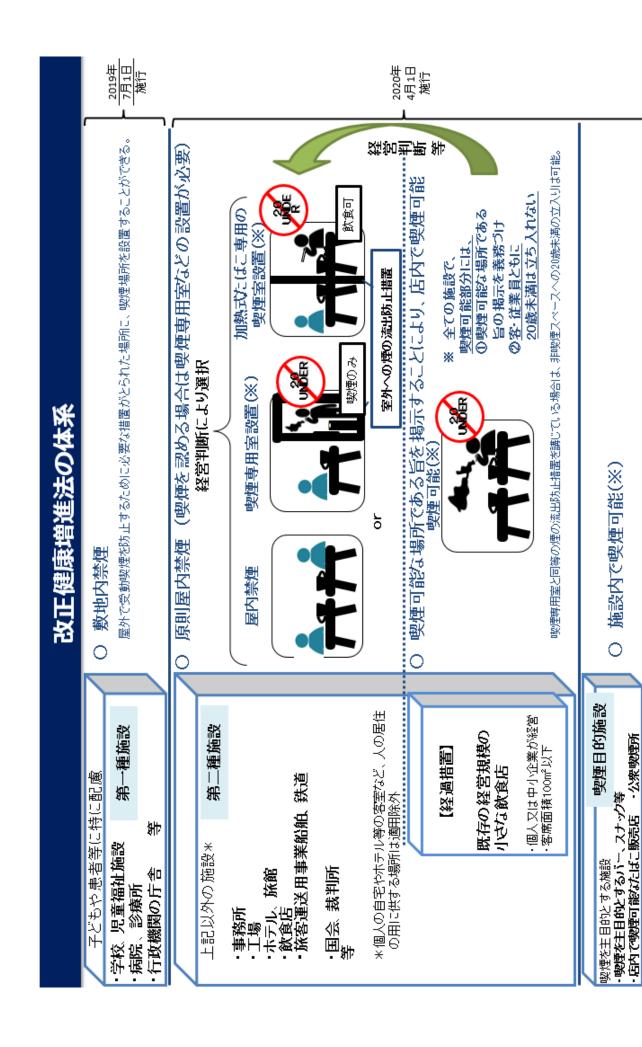
受動喫煙対策推進支援業務

ĺ

■事業場からの空間分煙の実施のための個別相談対応や事業場での実地指導など、受動契煙対策に係る周知広報を実施する。



労働者の受動喫煙を防止



2019年 1月24日 施行

> (例)できるだけ馬囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮 子どもや患者等、特こ配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では「喫煙をしないよう配慮。

〇 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

屋外や家庭など

事業番号 (令和4年度)	31 令和3年度:31	評価	В
事業名	家内労働安全衛生管理費		
担当課・係	在宅労働課家内労働・最低工賃係		
令和3年度 事業概要	・家内労働者又は委託者を対象に、都 労働安全衛生指導員が家内労働者の安 する事項について必要な指導を行う。 ・事業主団体や委託者に対する訪問調 リングにより、家内労働者の危険有害 全衛生の取組のモデル事例を取りまと 知・啓発を行う	全の確保及び健 動査及び家内労働 業務に関する実	康の保持に関 者からのヒア 態を把握し、安

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	①家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を90%以上とする。 ②危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者への訪問対象者のうち、本訪問を受けて「役に立った」とする者の割合を85%以上とする。	①家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者数及び委託者数を800人以上とする。②「家内労働あんぜんサイト」のアクセス件数を50,000件以上とする。
	達成	末達成
実績	①家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合:98.3% ②危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者への訪問対象者のうち、本訪問を受けて「役に立った」とする者の割合:100%	①家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者数及び委託者:652 人 ②「家内労働あんぜんサイト」のアクセス件数:98,110件

<未達成の理由・原因>

① 家内労働者数の減少傾向に伴い、家内労働者安全衛生指導員の配置人数が減っていることに加え、新型コロナウイルスの感染拡大に基づく緊急事態宣言の発令等により対面での訪問指導が困難であったため。家内労働者はその半数超が 60 歳以上と高齢者が多くを占めることもあり(「令和2年度家内労働等実態調査」厚生労働省)、緊急事態宣言解除後も感染症へのリスク懸念から対面での訪問を忌避されることがあった。

また、対面以外の方法としてオンラインも検討したが、先行してオンライン化の導入を進めていた委託事業において、オンラインでのセミナーや周知啓発を複数打診したものの、高齢者を主とした家内労働者においては機材や接続環境、操作方法の習得などの環境が整っておらず協力を得られないケースが複数見られたため、労働局での指導においてもオンラインを取り入れることは困難と判断した。

なお、新型コロナにより訪問指導が困難な期間は、安全衛生に関する措置や好事例等の送付など、周知啓 発により安全衛生確保に努めたところ。

く改善すべき事項・今後の課題>

- アウトプット指標①について、新型コロナ感染症の状況やワクチンの接種状況などを考慮しながら、対面での 訪問指導に協力いただけるよう粘り強く依頼を進めていく。一方で、家内労働者・委託者の数は長期的に減少 傾向であり(令和3年度家内労働概況調査において、家内労働者数が約9.7万人と初めて10万人を切った)、 今後増加する見込みも薄いことから、コロナ以後の状況も見据え、規模に応じた適正な指導員配置や、目標の 見直しも含めた活動日数設定が課題であると考える。令和4年度目標においては、都道府県労働局における指 導員配置数や活動実績を鑑み、700人以上と設定した。
- ・その他については、引き続き目標を達成できるように、家内労働安全衛生指導員による個別指導及び危険有害業務に従事する家内労働者・委託者への訪問調査を適切に実施し、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)が改善に向けた取組を行うよう、家内労働安全衛生対策を推進するとともに、「家内労働あんぜんサイト」のアクセス件数を注視し、必要に応じて周知・広報を行っていく。

事業運営の適正化を図りながら、事業規模に合わせた予算規模の見直しについても併せて行ってまいりたい。

く令和4年度日標>

٠.	コルロー	十十反日际/	
		アウトカム指標	アウトプット指標
	目標	①家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を90%以上とする。 ②危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者への訪問対象者のうち、本訪問を受けて「役に立った」とする者の割合を90%以上とする。	①家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者数及び委託者数を <u>7</u> 00人以上とする。 ②「家内労働あんぜんサイト」のアクセス件数を 75,000 件以上とする。

<令和4年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方>

<アウトカム指標>

- ①家内労働安全衛生指導員による個別指導について一定以上の効果を有することが確認できる目標として、指導に対する改善の意向を確認することとし、その割合を目標とした。水準については、前年度の実績も踏まえ、引き続き高水準であるよう90%以上とした。
- ②危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者が、安全衛生に関する理解を深めることが重要であることから、訪問を受けた者の満足度を目標とした。水準については、前年度の実績も踏まえ、引き続き高水準であるよう 90%以上とした。

<アウトプット指標>

- ①家内労働安全衛生指導員が家内労働者又は委託者に対して家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行っていることから、訪問指導を行った家内労働者及び委託者数を目標とした。水準については、新型コロナが収束してもなお、家内労働者・委託者の長期的な減少傾向を踏まえると、規模に応じて目標の見直しが必要であり、都道府県労働局における指導員配置数や活動実績を鑑み 700 人以上と設定した。
- ②「家内労働安全衛生確保事業」における「家内労働あんぜんサイト」の運営により家内労働に関する情報提供を行っていることから、アクセス件数を目標とした。水準については、前年度実績等を勘案し年間 75,000 件以上と設定した。

퐡 の顔 紙 权 讏 釈 K 洲

- 我が国の製造業を下支えする重要な役割を担っている。 家内労働は、 AA
- 家内労働法に基づき次の対策を推進している。 家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、 厚生労働省では、

最低工賃の決定及び周知

咪 帳の交付の御 뿔 в 拉 赵 製石形 買

戄 6 ₩ 锤 Ď 区 ₩ 椒

쁘

ョ 9 Ψ

- 工賃が低廉な家内労働者 の労働条件の改善を図る ため、最低工賃を決定
- 最低工賃新設・改正計画
- 決定した最低工賃について、委託者、家内労働者及び関係団体等に対して周知徹底 (3年周期) に基づき計画的に最低工賃を見直し
- 危険有害業務に従事する家内 労働者が多い地域を中心に、 委託者及び家内労働者等に対 して、危害を防止するために 必要な措置等についての指導 を実施 委託者に対し、家内労働者へ の家内労働手帳の交付の監督 指導等を実施
- 家内労働手帳の交付の徹底に より、委託条件の明確化や工 貸支払いを適正化
- 業種別、類型別等の家内労働者 数、委託者数等を把握する「家 内労働概況調査」を毎年実施
- ・委託者及び家内労働者の詳細な実態を把握、分析する「家内労働等実態調査」を3年ごとに実施 .

- 委託者からその業務の目的物たる物品について委託を受けて、 **物品の製造又は加工等に従事する者**であって、常態として同 居の親族以外の者を使用しない者をいう。 全国の家内労働者数:約9万7千人(令和3年度) 物品の製造又は加工等に従事する者であって、 ※家内労働者とは、
- **物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者**等であって、その業務の目的物たる物品について家内労 働者に委託する者をいう。 ****委託者**とは、
 - 全国の委託者数:約7,100 (令和3年度)

事業番号	34	評価	В
(令和4年度)	令和3年度:35		
事業名	労働災害防止対策費補助金経費		
担当課・係	計画課機構団体管理室団体監理係		
令和3年度 事業概要	事業主による自主的な安全衛生活動を促進し、労働災害の防止に繋げるため、 ①技術的な事項に関する指導及び援助事業、②情報の収集及び提供事業、③調 査及び研究事業などの事業を行っている。		

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導について、安全衛生水準の向上に効果があるとした事業場等の割合を85%以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導について、安全衛生水準の向上に効果があるとした事業場等の割合を85%以上とする。	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導を1,540件以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導を550件以上とする。
	達成	未達成
	達成 ①安全衛生水準の向上に効果があるとした事業	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実
実	達成	
実績	達成 ①安全衛生水準の向上に効果があるとした事業場等の割合は、99.6%であった。 ※効果があるとした事業場等 1,014/1,018 ②安全衛生水準の向上に効果があるとした事業	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導の件数は、1,481件であった。
	達成 ①安全衛生水準の向上に効果があるとした事業場等の割合は、99.6%であった。 ※効果があるとした事業場等 1,014/1,018 ②安全衛生水準の向上に効果があるとした事業場等の割合は、97.4%であった。	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導の件数は、1,481件であった。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実
-	達成 ①安全衛生水準の向上に効果があるとした事業場等の割合は、99.6%であった。 ※効果があるとした事業場等 1,014/1,018 ②安全衛生水準の向上に効果があるとした事業	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導の件数は、1,481件であった。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実

<未達成の理由・原因>

個別指導は各事業場それぞれの実態に即した指導を行うものであるが、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス拡大の影響が続いたことにより、事業場からのキャンセル等が発生した事が未達成の主な要因となった。特に、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間中は事業場からのキャンセルが相次ぎ、実施件数が落ち込んだと考えられる。

このため、代替策としてリモートでの指導が行えるよう、オンライン環境を整備する等取り組んでいる最中であるが、令和3年度においてはリモート指導が実現できるようオンライン環境を整備する準備段階であったこと、また、指導を受ける事業場側のオンライン環境の整備状況にもよることから、指導手法の選択肢の一つとして本格導入までに至らず、結果として目標回数の達成に届かなかった。

<改善すべき事項・今後の課題>

個別指導に対しては、新型コロナウイルスの影響が未だ続いていることから、感染防止対策を十分に講じて事業場側の不安等を払拭すること等を通じて、個別指導・集団指導を円滑に実施し、引き続き目標達成に努める。また、リモートでの指導実施に当たっては、リモートで参加を希望する事業場が容易に参加できるようにすることが課題である。オンライン環境を整備した上で、リモートによる指導も可能であることを周知することで、指導手法の選択肢の間口を広げられるよう改善する。

このように効率化を進め予算規模も見なおしを行う。

<令和4年度目標>

` -		120180	
		アウトカム指標	アウトプット指標
		①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実
		施する個別指導について、安全衛生水準の向上	施する個別指導を <u>1,520</u> 件以上とする。
		に効果があるとした事業場等の割合を 85%以	②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実
		上とする。	施する集団指導を <u>490</u> 件以上とする。
		②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実	③安全衛生指導の経験者による復興工事現場等
		施する集団指導について、安全衛生水準の向上	に対する安全衛生巡回指導を、のべ 720 現場以
		に効果があるとした事業場等の割合を 85%以	上実施する。
	標	上とする。	④適正な申請の処理を完結するまでの期間を
		③安全衛生専門家による新規参入者等に対して	<u>150 日以内とする。</u>
		の安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割	
		合を 85%以上とする。	
		④高度安全機械等導入支援補助金について、補	
		助対象者から安全性向上に有用である旨の評価	
		を80%以上確保する。	

<令和4年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方>

1. アウトカム指標

【既存事業部分】

①、②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する現場指導等が、事業場等の安全衛生水準に一定程度以上の効果を有することを確認できるものとして設定。

【地震、豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業】

③被災地等において建設業における新規参入者等への安全衛生教育を継続的に行うことが重要であるため、上記のとおり目標を設定。

【高度安全機械等導入支援補助金】

- ④事業目的の達成に寄与する内容となったかを測るため、上記のとおり目標を設定。
- 2. アウトプット指標

【既存事業部分】

①、②中小規模事業場の労働災害防止を目的とした集団指導・個別指導に関し、指導実績を踏まえ目標設定しているところであるが、従前より予算の範囲内で効果的な事業の実施を図っており、引き続き、感染対策を徹底しつつ、きめ細やかな指導が実施可能な個別指導に軸足を置いて実施するものである。

【地震、豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業】

③被災地等において建設業における新規参入者等への安全衛生教育及び安全衛生巡回指導を継続的に行うことが重要であるため、上記のとおり目標を設定。

【高度安全機械等導入支援補助金】

④補助金を効率的に配賦し機械の更新を促すため、上記のとおり目標を設定。

労働災害防止団体について

令和4年度予算額(労災勘定) 2,510,782(1,805,372)千円

	会医	設立年月日	令和4年度予算額 (労働災害防止対策費補助金)	根極法
中央労働災害防止協会	十倉 雅和 ((一社)日本経済団体連合会会長)	昭和30年8月1日	912百万円	労働災害防止団体 法
建設業労働災害防止協会	今井 雅則 (戸田建設(株)代表取締役社長)	昭和3年9月1日	1,036百万円	労働災害防止団体 法
陸上貨物運送事業 労働災害防止協会	渡邉 健二 (NIPPONEXPRESSホールディングス (株)代表取締役会長)	昭和39年8月15日	211百万円	労働災害防止団体 法
林業·木材製造業 労働災害防止協会	中崎 和久 ((一社)全国木材組合連合会代表理事会長)	昭和30年9月1日	179百万円	労働災害防止団体 法
港湾貨物運送事業 労働災害防止協会	藤木 幸太 (藤木企業(株)代表取締役社長)	昭和30年9月1日	144百万円	労働災害防止団体 法
船員災害防止協会	小島 茂 ((一社)日本船長協会会長)	昭和2年10月31 日	26百万円	船員災害防止活動 の促進に関する法律

※ 令和4年4月1日時点

<中央労働災害防止協会>

・教育及び技術的援助のための施設の設置及び運営 ・事業主、事業主団体が行う労働災害防止のための活動促進

・機械及び器具についての試験及び検査

• 情報及び資料の収集及び提供

郴

- ・技術的な事項についての指導及び援助
- 労働者の技能に関する講習

< 業種別労働災害防止協会>

- •労働災害防止規程の設定 •船舶所有者、船舶所有者の団体等が行う船員災害の防止のための活動を促進

集団指導・個別指導(こついて

労働災害防止団体法、船員災害防止活動の促進に関する法律に基づき選任された安全管理士及び衛生管理士が 事業場の事情等に即した労働災害防止に係る技術的な助言・支援を行うことで、労働災害の防止に寄与している。

事業番号 (令和4年度)	35 令和3年度:36	評価	В
事業名			
担当課•係	計画課機構団体管理室団体監理係		
令和3年度 事業概要	①産業医科大学の運営等に対する助成 ②産業医科大学の学生に対する修学資金貸 ③産業医の資質の向上を図る研修等の実施 ④産業医学に関する研究の促進 ⑤産業医学情報の提供	与制度の運営	

令和3	和3年度目標と実績>	
	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	マ(公財)産業医学振興財団> ①産業医研修事業において、当該研修が有用であった旨の回答を85%以上にする。 マ学校法人産業医科大学> ①実践能力の高い産業医を養成する体制を整備し、産業医科大学卒業生で産業医として新たに就業する者を70名以上とする。 ②認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業者に対して行う産業医学基礎研修会集中講座において、当該講座が有用であった旨の回答の割合を90%以上にする。	く(公財)産業医学振興財団> ①産業医研修事業の受講者を20,000人以上とし、これに加え産業医学分野の最新情報をメールマガジンにより提供することを周知・広報し、メールマガジン登録者数を12,000人以上とする。 〈学校法人産業医科大学> ①医師国家試験の合格率について、合格率95%以上とする。 ②産業医の資格取得希望者のための研修のうち、本学での修了者の割合を全体の40%以上とする。 ③企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスやWeb動画配信による情報提供を行い、視聴参加
実績	達成 〈(公財)産業医学振興財団〉 ①研修が有用であった旨の回答の割合は96.5%であった。 ※有用と回答した者15,364名/回答者15,915名 〈学校法人産業医科大学〉 ①産業医科大学卒業生で産業医として新たに就業する者は93名であった。 ②講座が有用であった旨の回答の割合は93.3%であった。 ※有用と回答した者751名/回答者805名	大遊を 20,000 人以上とする。

<未達成の理由・原因>

不合格者はいずれも成績下位の者であり、当該者らを対象とした特別学習指導において個別指導も行ってきたが、総合試験(※)を経た後の医師国家試験本番への総仕上げが十分でなかった結果、試験合格水準まで至らなかったものと推察される。

(※総合試験:医師国家試験に準じた形式で行う試験。総合試験の合格が卒業要件にもなっている。)

く改善すべき事項・今後の課題>

成績下位者(国試不合格者)が行っていない傾向にあるグループ学習(学生同士の自主的かつ持続的な勉強会の機会の場)を教職員が支援して取り入れるとともに、総合試験終了後からの2ヶ月間(医師国家試験直前頃まで)の総仕上げ期には、個別に学習計画(弱点科目克服への対応等)を立てて学習指導を追加で実施するなど、重点的な個別学習指導を行う。

また、IR 推進センターにおいて収集した各種成績データを活用し、その分析結果を学習指導へ盛り込んでいくことで、全体の成績底上げも図っていく。

上記のとおり改善を図る一方で、適切な事業規模となるよう予算規模の見直しを行う。

〈令和4年度日標〉

` <u>1310</u>	4 + 反日际/	
	アウトカム指標	アウトプット指標
	<(公財)産業医学振興財団> ①産業医研修事業において、当該研修が有用であった旨の回答を85%以上にする。	<(公財)産業医学振興財団> ①産業医研修事業の受講者を20,000人以上とし、これに加え産業医学分野の最新情報をメールマガジンにより提供することを周知・広報し、メールマガジン登録者数を12,000人以上とする。
目標	<学校法人産業医科大学> ①実践能力の高い産業医を養成する体制を整備し、産業医科大学卒業生で常勤の産業医として新たに就業する者を70名以上とする。 ②認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業者に対して行う産業医学基礎研修会集中講座において、当該講座が有用であった旨の回答の割合を90%以上にする。	〈学校法人産業医科大学〉 ①医師国家試験の合格率について、合格率95%以上又は全国順位上位の4分の1以内とする。 ②産業医の資格取得希望者のための研修の参加者を850名以上とする。 ③企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスやWeb動画配信による情報提供を行い、視聴参加人数を20,000人以上とする。

<令和4年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方>

- 1. アウトカム指標
- < (公財)産業医学振興財団>
- ①優秀な産業医の養成・確保は、職場の労働衛生水準向上や労働者の健康維持増進に必要不可欠であり、産業医養成に係る研修等の結果が、一定程度以上の効果を有することが確認できるものとして設定。
 - <学校法人産業医科大学>
- ①については、専属産業医のほか開業産業医を含む数値である。②については産業医養成に係る研修等の結果が、一定程度以上の効果を有することが確認できるものとして設定。
 - 2. アウトプット指標
 - < (公財)産業医学振興財団>
- ①優秀な産業医の輩出を継続的に行っていくほか、産業医学に関する情報発信を適切に行っていくものとして 設定。
 - <学校法人産業医科大学>
 - ①国試合格率は、教育の質(医学教育への投資効果)を評価する指標の1つと考えられるが、当該指標は各年

度の試験難易度によって大きく変動が生じうるほか、他大学の結果が考慮されていないなど、達成難度がやや不明瞭であることから、評価に際して恒常的な指標とし難い部分が存在している。

そこで、試験難易度の変動に左右されにくく、また、産業医科大学が全体の中でどの程度の成果を上げることが出来たのか(全国の他大学医学部中、どの程度結果を出せたか)という相対的観点での評価も行える指標として、現行の目標(合格率 95%以上)は残しつつ、「又は全国順位上位の4分の1以内」を加えることとしたい。②新型コロナウイルス拡大の影響により、研修を大幅に縮小せざるを得なくなったため、令和2年度及び3年度については現在の指標としていたが、令和4年度については、徹底した感染対策を行うことにより、安定した受講者の受入が見込めるため、令和元年度以前に設定していた指標「資格取得希望者のための研修の参加者数」へ戻すこととしたい。

産業医学振興財団について 公益即回法人

設立経緯·目的

- 労働安全衛生法の制定(昭和47年)により、産業医制度が職場の健康管理の中核として位置づけられ、質の高い産業医を養成 するための対策(産業医科大学の創設(昭和53年1月))がとられていた。
- 上記に加え、産業医学の振興には、関心のある医師等に対し、産業医学情報の提供、研修、研究への助成等が必要になること に鑑み、<u>産業医学の振興と職場における労働者の健康管理の充実に寄与することを目的</u>として設立(昭和52年12月)。 [所在地]:東京都千代田区神田(※平成24年4月より財団法人から公益財団法人へ移行。]

S.

[職員(定員)数]:11名 ※令和4年4月1日時点

- **【補<u>】産業医科大学助成</u>:**産業医科大学の運営に対する経費を助成
- **(補<u>) 産業医科大学修学資金貸与</u>: 産業医科大学の学生を経済的に支援**
- **(補<u>) 産業医学情報の提供</u>: 産業保健関係者に対する産業医学情報の普及・情報の提供(産業医学定期誌の発行)**
 - **[補] 産業医学研修**:産業医の資質向上を目的とする研修を都道府県医師会、日本歯科医師会に委託。
- <u>講習会の実施</u>:日本医師会認定産業医制度の「生涯研修」に必要な単位(20単位)を一括取得できる講習会を実施。
 - <u>調査研究</u>: 産業医等が行う調査研究に対する助成
- 「【補】」の事業が補助金交付対象事業。それ以外は財団が独自(自前)で実施している事業。

3. 予算(産業医学助成費補助金)

1,736百万円 令和4年度予算額 1,772百万円(前年度1

財団運営に係る人件費(役員除く)、管理費、修学資金貸与の原資。産業医科大学への助成分の予算は別途措置あり。 $\bar{\times}$

補助金の流れ 4



①産業医学振興財団の運営等に必要な経費 ②産業医科大学の運営等に必要な経費

(1)修学資金貸与制度の運用、産業医学情報の提供等 つのにより、財団なら大学へ財政(上記2の1ポツ) 四四四 産業医学 振興財団

産業医科 华 ○資質の高い産業医の養成 ○医学及び看護学その他の医療保健技術 | 関する学問の 教育及び研究

学校法人 産業医科大学について

1. 設立経緯•目的

- 労働安全衛生法の制定(昭和47年)により、一定規模以上の事業場に労働者の健康管理を担当する産業医の選任が義務付け られ、労働衛生管理に精通した<u>産業医の確保が緊急の課題</u>となったことから、<u>産業医学の振興や資質の高い産業医を養成する</u> <u>大学として設立</u>(昭和53年1月)された。
- 関する分野におけるこれらの学問の振興と人材の育成に寄与することを目的として、<mark>医学及び看護学その他の医療保健技術に</mark> 産業医科大学は、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、労働環境と健康(**関する学問の教育及び研究**を行っている。

2. 大学組織(学部、大学院)

	医学部(昭和53年4月開学)	産業保健学部(平成8年4月開設)	大学院(昭和59年4月開設)
募集定員	105人	看護学科: 70人 産業衛生科学科: 20人	医学専攻(博士):40人 産業衛生学専攻(博士):前期10人、後期5人 看護学専攻(修士):5人
修業年限	9年	4年	医学専攻:4年 産業衛生学専攻:前期2年、後期3年 看護学専攻:2年

【所在地】:福岡県北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1

職員(定員)数】:342名(教員280名、職員62名)※令和4年4月1日時点

3. 産業生態科学研究所

産業医学を専門的に研究・教育するための大学附置研究所(昭和61年4月設置。12研究室・1センター)

4. 淅配

- 大学病院(昭和54年7月開院、病床数678床・22診療科)【所在地:大学と同じ】
- 若松病院(平成23年4月開院、病床数150床·16診療科)[所在地:福岡県北九州市若松区浜町1-17-1]
- 産業医に求められる特殊な臨床能力(緊急時の初期対応や産業災害への対応)を養う教育現場となる、産業医養成施設(急性期診療棟)を、H30 ~R5年度までの6力年計画で現在建設中。[所在地:大学敷地内]

5. 予算(産業医学助成費補助金)

施設整備を補助 管理費 ※大学運営に係る人件費(役員除く)、 4, 91 4百万円(前年度 5, 01 5百万円) 令和4年度予算額

事業番号	37	評価	В
(令和4年度)	令和3年度:38	ōŦӀШ	ט
事業名	過重労働の解消及び仕事と生活の調和 の見直し	の実現に向けた	働き方・休み方
担当課・係	労働条件政策課新たな働き方推進係 職業生活両立課働き方・休み方改善係 雇用機会均等課女性活躍推進係		
令和3年度 事業概要	① 中小企業・小規模事業者等に対するを	正規雇用労働者に限規制のない。 正規規制のない がいまれる はいい できる はい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい い	の処遇は大き労・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

令和な	3年度目標と実績>	
	アウトカム指標 アウトカム指標	アウトプット指標
目標	1 働き方改革推進支援助成金(4コース)の支給対象事業主又は支給事業主団体に対してアンケート調査を実施し、各1コ団体の事業主又は事業主団体の事業主又は事業主要にある。とも85%以上の事業主又は事までの改善等にの設定の改善等にの設定の改善等にの設定の改善等にのである。とのでは、一個では、一個である。とのでは、一個である。とのでは、一個である。とのでは、一個である。とのでは、一個である。とのでは、一個である。とのでは、一個である。とのでは、一個である。とのでは、一個である。とのでは、一個では、一個である。とのでは、一個では、一個である。とのでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	1 働き方改革推進支援助成金(労働時間 短縮・年休促進支援コース)の支給決定件 数について、令和3年度予算における想定 件数の7割(1,101件)以上とする。 2 働き方改革推進支援助成金(勤務間インターバル導入コース)の支給決定件数について、令和3年度予算における想定件数の7割(1,745件)以上とする。 3 働き方改革推進支援助成金(労働時間適正管理推進コース)の支給決定件数について、令和3年度予算における想定件数の7割(2,120件)以上とする。 4 働き方改革推進支援助成金(団体推進コース)の支給決定件数について、令和3年度予算における想定件数の7割(375件)以上とする。 5 働き方改革推進支援センターにおけるアウトリーチ型支援による相談件数を、27,000件以上とする。 6 働き方改革関連法の法改正内容や働き方改革推進支援センターを始めとした各種支援策を掲載している「働き方改革特設サイト」のPV数 280万PV以上(令和3年4月~令和4年3月) 7 働き方・休み方改善ポータルサイトのアクセス件数を800,000件以上、企業診断及び社員診断の診断結果件数を11,000件以上とする。
	達成 ————————————————————————————————————	未達成
実績	1 労働時間等の設定の改善に役立ったと回答した割合 ①労働時間短縮・年休促進コース:99.8% ②勤務間インターバル導入コース:99.4% ③労働時間適正管理推進コース:100% ④団体推進コース:98.6% 2 「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合は、98.3% 3 「使いやすい(普通を含む)」と回答した者の割合は、91.6 %	1 労働時間短縮・年休支援促進コース支給決定件数:6,162件 2 勤務間インターバル導入コース支給決定件数:227件 3 労働時間適正管理推進コース支給決定件数:32件 4 団体推進コース支給決定件数:193件 5 アウトリーチ型支援による相談件数:35,202件 6 働き方改革特設サイトの PV 数:1,464,737件 7 働き方・休み方改善ポータルサイトのアクセス件数:1,522,059件 企業診断及び社員診断の診断結果件数:5,047件

<未達成の理由・原因>

- 1 中小企業事業主に労働時間等の設定の改善に向けた支援となるよう成果目標の見直し等を行ったことが要因と考えられる。一方、特定の成果目標への申請の偏りが大きく、申請の平準化を図る必要がある。
- 2~4 労働時間短縮・年休支援促進コースに申請が集中し、働き方改革推進支援助成金全体での予算が不足するおそれがあったことから、交付申請期限より前に申請を打ち切ったことも支給件数が伸び悩んだ要因の一つと考えられる。
- 5 令和3年4月から中小企業・小規模事業者への同一労働同一賃金が適用されたがその後も相談支援の需要が大きくは下がらなかったこと、新型コロナウイルス感染症の状況の落ち着きを受け感染症に関する相談支援の需要が下がったものの代わりに人手不足に関する相談や労務管理改善にかかる相談が増えたこと等により、働き方改革推進支援センターへの相談支援の需要が高かったことが要因と考えられる。
- 6 特設サイト HP について、令和2年度までは働き方改革の趣旨や改正内容を広く国民の方々や企業に周知し 理解頂くことが主要な目的であることを踏まえ、幅広い年齢層から好感を持たれるタレントを起用し、HP や動 画、公告バナーにも用いるなど、周知活動を行い、一定程度の成果を上げたことから、令和3年度からはページ デザインを刷新し、中小企業が働き方改革に取り組む上で参考となるような、中小企業向けの先進的な取組事例 の周知を実施したものの、令和2年度以前の訴求力には及ばなかったことが、PV 数が大きく減少した要因と考えられる。

また令和3年4月に中小企業を対象に同一労働同一賃金が施行されたものの、平成31年4月に働き方改革関連法が施行されてから3年が経過する中で、特設サイトの注目度が少しずつ落ちていることも、PV 数の減少要因の一つであると考えられる。

7 アクセス件数については利用者のニーズ等を踏まえたポータルサイトのコンテンツの拡充や Web 広告を行う等の周知により、目標を達成できた。また、コロナ禍による働き方・休み方改革への関心の高まりも加わり、件数の増加に繋がったと考えられる。

診断結果件数については働き方・休み方改善ポータルサイトの企業診断及び社員診断を行った者は 20,769 人であったが、診断結果まで出された件数は 5,047 件で、目標を達成できなかった。サイトの総アクセス数は増加しているものの、サイトのコンテンツの増加により、診断画面へアクセスする者が少なくなったことが原因と考えられる。また、企業診断及び社員診断に関心はあるものの、複数項目選択の煩雑さ等から、診断結果まで到達しなかったことが原因と考えられる。

<改善すべき事項・今後の課題>

2~4について労働時間短縮・年休支援促進コースに申請が集中し、予算の都合上交付申請期限前に申請を打ち切る必要があったことを踏まえ、適切な予算執行に努める。

6について、「働き方特設サイト」のページの更新等を行っていた「働き方改革に向けた周知・啓発事業」については令和3年度にて廃止した上で、「働き方改革特設サイト」については、サーバー等の維持費等のコスト面の削減や、情報集約により効果・効率的な情報発信を行うとともにHPの恒常的な利活用を目指すことを目的として、

「中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」で47都道府県センター及び全国センターごとに運営していたセンター事業HPと統合し、リニューアルすることとした。令和6年4月から時間外労働時間数の上限規制が適用される業種等について、当該業種等の事業場が、自社の働き方改革に取り組む上で参考となるような取組事例を集中して収集し、新設するHPに掲載するとともに、関係業種団体等を通じた周知を図るなど、特に周知が必要となる事業場に対して情報が行き渡るようきめ細かい対応を図る。

7 働き方・休み方改善ポータルサイトについて、全国社会保険労務士会連合会に協力依頼をするなど、更なる 周知を図るとともに、ポータルサイトにアクセスした者が診断画面へアクセスしやすくするための改修や、診断 途中からの離脱を防ぐためのコンテンツの拡充を行う他、引き続き、企業の改善策の提供や好事例の紹介等掲載 情報の拡充を行い、使いやすいサイトの運営に努める。

上記のとおり、事業運営の適正化を図り、適用猶予業種等への対応を踏まえつつ、既存の事業の効率化を進め予算規模も見直しを行う。

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	1 働き方改革推進支援助成金(4コース)の支給対象事業主又は支給事業主団体に対してアンケート調査を実施し、各コースとも85%以上の事業主又は事業主団体から当該助成金制度を利用することによって、労働時間等の設定の改善等に役立った旨の評価が得られるようにする。 2 働き方改革推進支援センターにおいて、用意を受けた事業主等に対し「満足度調査」を実施し、働き方改革を実施するに当たっての相談対応について、「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合を90%以上とする。 3 働き方・休み方改善ボータルサイト内の利用者アンケートにおいて、85%以上から「使いやすい(普通を含む)」の回答を得る。 4 不妊治療と仕事との両立支援担当者等を対象とする研修会の参加企業アンケートにおいて、不妊治療と仕事との両立支援について「非常に参考になった」又は「参考になった」と回答した企業の割合を80%以上とする。	1 働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース)の支給決定件数について、令和4年度予算における想定件数の7割(1,101件)以上とする。2 働き方改革推進支援助成金(勤務間インターバル導入コース)の支給決定件数について、令和4年度予算における想定件数の7割(1,762件)以上とする。3 働き方改革推進支援助成金(労働時間適正管理推進コース)の支給決定件数について、令和4年度予算における想定件数の7割(1,227件)以上とする。4 働き方改革推進支援助成金(団体推進コース)の支給決定件数について、令和4年度予算における想定件数の7割(225件)以上とする。5 働き方改革推進支援センターにおけるアウトリーチ型支援による相談件数を、27,000件以上とする。6 働き方改革関連法の法改正内容もしまりで、各種支援策を掲載している新設後の「働き方改革特設サイト」のPV数 200万PV以上(令和4年4月~令和5年3月)7 働き方・休み方改善ポータルサイトのアクセス件数を116万件以上、企業診断及び社員診断の診断結果件数を6,000件以上とする。8 不妊治療と仕事との両立支援担当者等を対象とする研修会を2回以上開催する。

<令和4年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方>

【アウトカム指標】

- 1 働き方改革推進支援助成金について、当該助成金が利用者にとって役立つ内容となっているか把握することが重要であるため設定した。
- 2 働き方改革推進支援センターについて、相談内容に対する専門家の支援が効果的かどうか把握することが重要であるため、設定した。
- 3 働き方・休み方改善に向けた事業については、企業及び社員の働き方の気づき・理解が重要であることから、ポータルサイトの使いやすさについて引き続き高水準を維持する目標とした。
- 4 不妊治療のための休暇制度等環境整備事業については、不妊治療と仕事との両立支援に関する企業や両立支援担当者等の理解・満足が重要であることから設定した。

【アウトプット指標】

- 1~4 働き方改革推進支援助成金について、予算上の想定件数の7割程度を目標件数として設定した。
- 5 働き方改革推進支援センターについて、本事業は企業に対する個別相談支援を重視していることから目標として設定し、目標数値については、令和4年度の予算は令和3年度よりも大きく減少しているものの事業の効率的な運営を図ることで支援件数は同水準を維持したいことから、昨年度と同様の件数を設定した。なお、個別相談支援は令和4年度よりアウトリーチ型支援からコンサルティングという呼称に改めたため、目標の表現も修正したが内容に変更はない。

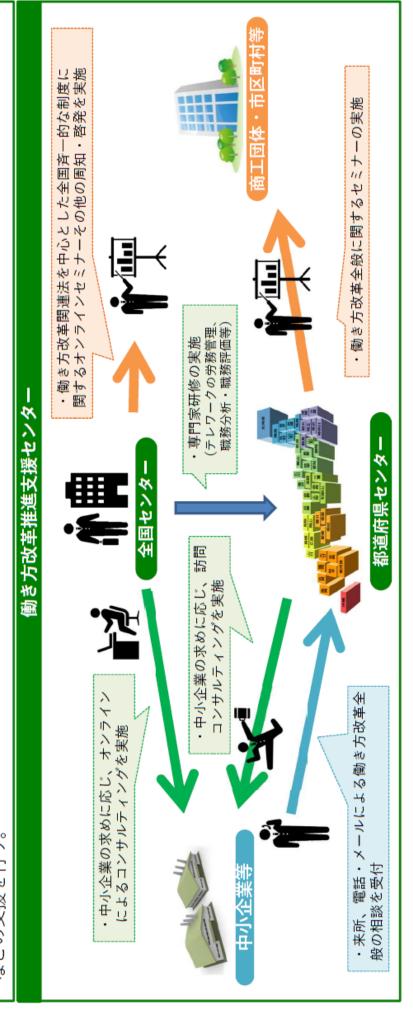
- 6 「働き方改革特設サイト」のページの更新等を行っていた事業については前述のとおり廃止したものであるが、目標数値については廃止した事業の特設サイトの令和3年度実績(令和3年4月~令和4年3月で 146万 PV)を参考とし、また働き方改革関連法全体として概ね施行が完了したものの、令和5年4月から中小企業においては月60時間超の時間外労働に50%以上の割増賃金率が適用され、令和6年4月から時間外労働の上限規制の適用が猶予されてきた適用猶予業種等についても上限規制が適用されるため、これらの企業等に十分周知する必要があることを踏まえ設定した。
- 7 アクセス件数は過去の実績(過去3年平均)を踏まえた目標とし、診断結果件数は前年度実績以上を目標とする。
- 8 不妊治療のための休暇制度等環境整備事業については、不妊治療と仕事との両立支援に関する企業や両立支援担当者等の理解が重要であることから設定した。

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

十田 4 9 ∞ 9 6 2 ന 4 2 ന 4, 令和 4 年度予算額

47都道府県の都道府 中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し前向きに取組むことが重要であるため、 県センター及び全国センターから成る「働き方改革推進支援センター」を設置し、

- 働き方改革全般に関する窓口相談や、企業訪問コンサルティングの実施 労務管理等の専門家による、
 - 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
- 1111 働き方改革全般に係る先進的な取組事例の収集や周知啓発及び総合的な情報発1 などの支援を行う

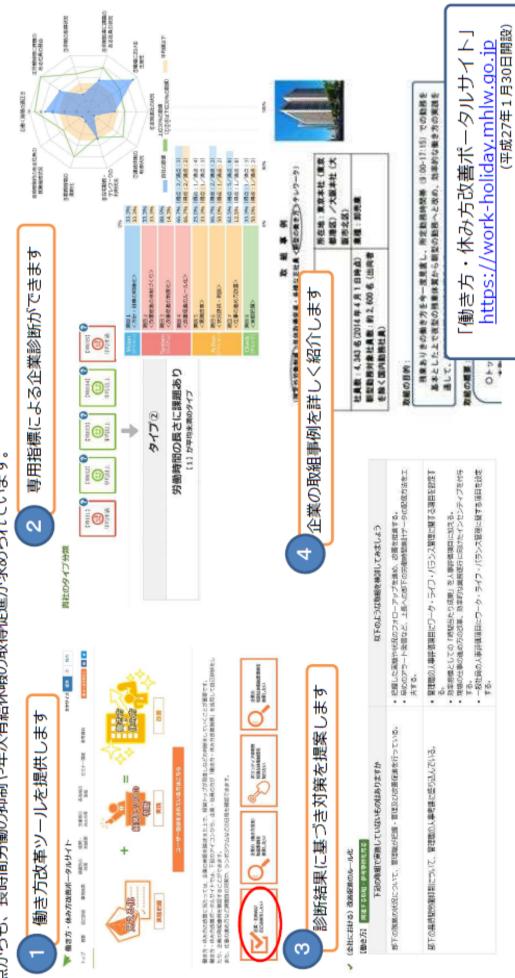


: 66億円 (65億円)	賃金加算	賃金を3% 以上引き上 げた場合、 その労働者 数に応じて 助成金の上 限額を更に 15万円~最 大150万円 加算 に5%以上 の場合は、 24万円~最	大240万円加算]		ねし
	助成対象	労働時間短縮や生産性 向上に向けた取組の就 薬更 ②労務管理担当者・ 労働者への研修(業 務研修を含む) ③外部専門家による コンサルティング ④労務管理用機器等 の導入・更新 ⑤労働能率の増進に 資する設備・機器 の導入・更新	の人が確保に向けた取組等		①市場調査②新ビジネスモデルの開発、実験③好事例の周知、普及啓発④セミナーの開催⑤巡回指導、相談窓口の設置等
働き方改革推進支援助成金 令和4年度予算額 (令和3年度当初予算額)	助成上限额	成果目標の達成状況に基づき、 ①~④の助成上限額を算出 合計は250万円 合計は250万円 第合60時間以下に設定:150万円 ※月60時間超80時間以下の設定に留まった 場合:50万円 月60時間超80時間以下の協定の場合に、月60時間以下の設定に留まった 100万円 ②25万円 ②25万円	勤務間インターバル時間数に応じて ・9 時間以上11時間未満: 80 万円 ・11時間以上: 100 万円	上限額:100万円	上限額: 500 万円 複数地域で構成する事業主団体 (傘下企業数が10社以上)の場合は 上限額: 1,000 万円
改革推進 ^{令和4:}	助成率	費用の 3/4 を助成 を助成 事業規模30名 以下かつ労働 能率の増進に 資する設備・ 機器等の経費 が30万円を超 える場合は、 4/5を助成			定額
働き方	支給要件	助成対象の取組を行い、 以下の何れかを1つ以上 実施 ①36協定の月の時間外・ 休日労働時間数の縮減 ②年休の計画的付与制度 の整備 ③時間単位の年休の整備 ④特別休暇の整備	助成対象の取組を行い、 新規に9時間以上の勤務 間インター/い制度を導 入すること	助成対象の取組を行い、 新たに勤怠・賃金計算等 をリンクさせたエンステ ムを用いた時間管理方法 を採用するとともに、労 務管理書類の5年間保存 について就業規則等に規 走すること。また、労働 時間適正把握に係る研修 を実施すること。	事業主団体が助成対象の 取組を行い、傘下企業の うち1/2以上の企業につ いて、その取組又は取組 結果を活用すること
	助成概要	労働時間の短縮 や、年次有給休 暇の取得促進に 向けた環境整備 に取組む中小企 業事業主に助成	勤務間インター バルを導入する 中小企業事業主 に対し助成	労務・労働時 間の適正管理 を推進し、労 働時間等の設 定の改善の成 果を上げた中 小企業事業主 に対して助成	傘下企業の生産 性の向上に向け た取組を行う事 業主団体に対し 助成
	□-7名	労働時間短縮・ 年休促進支援 コース 17億円 (15億円)	勤務間インター パル導入コース 22億円 (19億円)	労働時間適正 管理推進コース 15億円 (16億円)	回体推進コース 12億円 (16億円)

「働き方・休み方改善ポータルサイト」とは

「企業にお 企業の皆さまが社員の働き方・休み方の改善に向けた検討を行う際に活用できる「働き方・休み方改善ポータルサイ ト」を、平成27年1月30日に開設しました。サイトでは、専用指標によって企業診断ができる「働き方・休み方改善指標」や、 ける取組事例」などを掲載しています。社員が自らの働き方・休み方を振り返るための診断も行えます。

長時間労働や休暇が取れない生活が常態化すれば、社員のメンタルヘルスに影響を及ぼす可能性が高くなり、生産性が低下します。また、 企業としては、離職リスクの上昇や、イメージの低下など、さまざまな問題が生じることになります。社員のために、そして企業経営の観 点からも、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進が求められています。



不妊治療を受けやすい休暇制度等環境整備事業

撤后目的

令和4年度予算額 39,844(29,697)千円(労災勘定)

働きながら不妊治療を受ける労働者は増加傾向にあるが、不妊治療と仕事の両立ができず、16%(男女計(女性は23%))の方が 近年、不妊治療を受ける夫婦は約5.5組に1組、不妊治療(生殖補助医療等)によって誕生する子どもも16.7人に1人となるなど、 退職している。

また、国会も含め社会的に、不妊治療のための休暇制度・両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備への関心が非常に高 まっている。

このため、事業主、上司や同僚に不妊治療についての理解を促すとともに、当該休暇制度等の導入・利用に取り組む事業主を 支援することにより、不妊治療と仕事が両立できる職場環境の整備を推進することとする。

事業概要

専門家による検討委員会の開催

- ①不妊治療と仕事の両立支援担当者を対象とした研修の企画・運営の
- ②不妊治療と仕事の両立支援シンポックムの企画・運営の検討



不妊治療と仕事の両立支援担当者等を対象とした研修会の実施

・不妊治療を受けやすい休暇制度や両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組む企業等の両立支援担当者等を対象に、労働者からの相談対応のノウハウや休暇制度等の利用を円滑にするためのプランの策定方法等、具体的実務に役に立つ情報提供を行う研修会を実施する。



不妊治療と仕事の両立支援シンポジウムの実施

・不妊治療と仕事の両立支援についての機運の醸成を図るため、企業等を対象にシンポジウムを開催する。また、シンポジウムの内容について、動画で広く配信する。

北

第4次少子化社会対策大綱 [R2.5.29閣議決定]

(不妊治療への支援より抜粋) ○不妊治療と仕事の両立のための職場環境の整備

不妊治療について職場での理解を深めるとともに、仕事と不妊治療の両立に資する制度等の導入に取り組む事業主を支援し、仕事と不妊治療が両立できる職場環境整備を推進する。

長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた自主的取組への技術的な支援

令和4年度予算額 663,168(663,541)千円

令和3年度

改善指標を活用した 労働環境改善に向けた支援

- 〇 「働き方・休み方改善指標」の活用事例
 - の収集、指標の効果的な活用
-) ポータルサイトの必要な改修

生産性が高く、仕事と生活の調和が とれた働き方普及のための シンポジウムの開催)働き方・休み方改善に向けたより一層の社会的機運の醸成等に向けて、シンポジウムを開催(全国3か所)

長時間労働につながる取引環境の 日本!

〇 ポスター・リーフレットの作成

労働時間等設定改善に関する 意識・動向調査

〇 企業10,000社、労働者30,000人

助言·指導

- 働き方・休み方改善コンサルタントによる助言・指導
- 労働時間等見直しガイドライン等の周知

令和4年度

改善指標を活用した労働環境改善に向けた支援

1た支援 81,180(81,147)千円

- 過労死大綱等を踏まえ、働き方・休み方の現状を客観的に評価することができる「働き方・休み方改善指標」の活用事例を収集する中で、自民党一億活躍推進本部や骨太の方針で導入が提案されている選択的週休3日制度を導入している企業の事例についても収集する。また、これらの好事例を周知することにより、指標の効果的な活用を図る。
 - 過労死大綱を踏まえ、ポータルサイトについて必要な改修を行い、効果的な情報発信を行う。

| 生産性が高く、仕事と生活の調和がとれた働き方 14,665(17,900) 千円 普及のためのシンポジウムの開催等

○ 過労死大綱や少子化社会対策大綱を踏まえ、働き方・休み方の改善に取り組む労使の意識 高揚、ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、ライブ配信によるシンポジウムを開催する。

雇用環境・均等局

長時間労働につながる取引環境の見直し

20,304(20,304) 千円

○ 過労死大綱で掲げられている「しわ寄せ」防止総合対策推進のため、11月を「しわ寄せ 防止キャンペーン月間」と設定し、ポスター・リーフレットの作成、インターネット広告を行う等 により、社会全体の機運の醸成を図る。

労働時間等設定改善に関する意識・動向調査

14,968(14,814) 千円

○ 少子化社会対策大綱等の数値目標ならびに各種労働時間制度や法定以外の休暇制度の導入状況のほか、年次有給休暇を取得しない理由等について調査する。

労働時間等見直しガイドライン等の周知

26,584 (26,584) 千円

○ 労働時間等見直しガイドラインリーフレット等の作成、配布

働き方・休み方改善コンサルタントによる助言・指導 497,612(494,937) 千円

- 恒常的な長時間労働の実態にある事業場に対し、働き方・休み方の改善のための相談、助言・指導を行うことを目的として配置
 - ○「働き方」の改善に加え、「休み方」に重点を置いた改善も意識しつつ、仕事の組み立て方や就労の仕方を見直す等、「働き方」と「休み方」を総合的に改善していくための相談、助言・指導を実施

光働基準局

事業番号 (令和4年度)	43 令和3年度: 44	評価	В
事業名	雇用労働相談センター設置・運営経費	3	
担当課・係	労働関係法課労働契約係		
令和3年度 事業概要	特区内に雇用労働相談センターを設置し、主とし談センターは、国家戦略特別区域法第8条に基づる用労働相談センターの設置が記載され、内閣総理力ととなるものである。 (1)雇用労働相談員(社会保険労務士等)による(2)弁護士による高度な専門性を要する個別相談(3)個別訪問指導 (4)セミナーの開催	き各特区が作成する区 で臣により認定された る電話相談、窓口相談	域計画において、雇場合に設置されるこ

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	雇用労働相談センターにおける雇用労働相談員及び弁護士による相談対応について、「相談対応についてを考になった」旨の回答を95%以上とする。	①直近3年間におけるセンターのセミナー1回当たりの平均参加者数32.3 人以上とする。 ②センターにおける1ヶ月の平均相談件数を、センターにおける直近3年間の1ヶ月平均相談件数である115.4件(平成30年度から令和2年度の実績)以上とする。
	達成	未達成

<未達成の理由・原因>

アウトプット指標②に関し、センターがメインの相談者とするベンチャー企業及びグローバル企業が新型コロナウイルスによる緊急事態宣言等の影響を依然強く受けたことで特区内への進出に消極的な状況が見られたこと及びこれらの企業への周知活動が一部のセンターで低迷したこと等が相談件数の減少につながった。他方で、コロナの影響を受けつつもオンラインによるセミナー・相談を工夫して実施する等の対策により過去最高の相談件数を達成したり、自治体との連携により周知活動を強化することで目標を達成しているセンターもあり、このような好事例・対策をよりスピーディに収集・分析し他センターに展開・実施できるようにすることが今後の課題である。

く改善すべき事項・今後の課題>

ベンチャー企業及びグローバル企業等からの相談獲得に向け、特区の関係自治体及び内閣府との定期的な意見 交換等による連携強化を図りつつ、センターの更なる周知、コロナ等の状況に応じた相談体制の充実、効果的な 方法でのセミナー実施に加え、センターでの好事例・対策をセンター間で共有・実施できるよう改善策を講じた 上で、更なる適正な事業運営に努め、予算についても見直しを行う。

〈令和4年度日標〉

٦.	13.10		
		アウトカム指標	アウトプット指標
	目標	雇用労働相談センターにおける雇用労働相談員及び弁護士による相談対応について、「相談対応について参考になった」旨の回答を95%以上とする。	①直近3年間における雇用労働相談センターのセミナー1回当たりの平均参加者数31.4人以上とする。②雇用労働相談センターにおける1ヶ月の平均相談件数を、雇用労働相談センターにおける直近3年間の1ヶ月平均相談件数を、111.7件(平成31年度から令和3年度の実績)以上とする。

<令和4年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方>

アウトカム指標については、相談対応が本事業の中核であり、相談利用者にとって参考となる相談対応を行うことが重要であることから、相談利用者の満足度を指標とすることとし、その水準は 95%以上とした。 アウトプット指標については、

①適切な労務管理に係る情報提供を行うため、また、我が国の雇用ルールを的確に理解するため雇用指針を活用したセミナーを実施しているところであり、セミナーの参加者数を指標とすることとした。その水準は、使用予定の会場のキャパシティが限られることや、セミナーの受講対象者が特区内の新規開業企業等であり特定の地域の限られた属性の者であること、参加者の理解度を高めるため効果的にセミナーを実施する必要があることを踏まえ、より客観的な目標に近づけるべく、実績に基づく指標として、直近3年間におけるセンターのセミナー1回当たりの平均参加者数31.4人以上とすることを目標とした。

②本事業の中核である相談対応について、引き続き特区内の新規開業直後の企業及びグローバル企業等を雇用労働の側面から支援する役割を果たすため、新たに、センターにおける1ヶ月の平均相談件数を、センターにおける直近3年間の1ヶ月平均相談件数である111.7件(平成31年度から令和3年度の実績)以上とすることを目標とした。

雇用労働相談センターの概要

センター設置の根拠

- 国家戦略特別区域会議を経て設置されるものであり、<u>厚生**労働省の委託事業により、内閣府及び地方公共団体**</u> 内閣府、地方公共団体等により構成される ·雇用労働相談センターは国家戦略特別区域法第37条に基づき、 と連携して事業運営を行うもの。
- 新規開業直後の企業及びグローバル企業等が我が国の雇用ルールを的確に理解し、予見可能性を高めること により、紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう、<u>「雇用労働相談センター」を設置</u>する。 (平成25年10月18日付け日本経済再生本部決定) 国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針

令和4年度事業内容 S

全国了か所の国家戦略特別区域内(令和4年4月時点) 設置場所 0

各種サービスを提供 : 新規開業直後の企業、グローバル企業等及びその労働者: 個別労働関係紛争の未然防止により、円滑な事業展開が図られるよう、 対象型 田的

(1)相談員による電話相談、窓口相談等の対応	□相談等の対応 日本の雇用ルール等に関する情報提供、一般的な相談に対応
(2)セミナーの関催	適正な労務管理や安全衛生管理に係る知識の習得を目的とし たセミナーを開催
(3)相談員による個別訪問	事業主の要望に応じ、企業の実態に即した適切な労務管理に 係る個別訪問による相談対応を実施
(4)弁護士による高度な専門性を要する個別 相談対応	労務管理や労働契約が雇用指針に沿ったものとなっているか 等の個別具体的な相談に対応

平成26~令和3年度

令和4年度

(H28.10~)

(H28.6~) (H28.4~) (H27.10~) $(H27.1 \sim)$ $(H27.1\sim)$ $(H26.11\sim)$

雇用労働相談センターの新規設置 (自治体からの申請があれば検討)

0